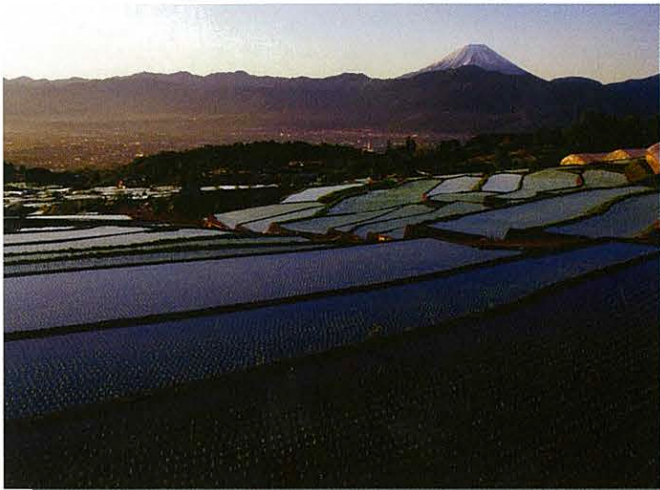


美しい県土づくり ガイドライン



平成21年3月
山梨県

はじめに

私たちのふるさと山梨は、富士山、南アルプス、八ヶ岳などの雄大な山岳をはじめ、これらを源とする河川や溪谷、美しい山並みを映す富士五湖など、多様で豊かな自然景観に恵まれています。

また、歴史の流れを感じさせる神社仏閣、街道に残る宿場まちや農村の集落など、歴史的文化的な景観も豊富です。

このかけがえのない景観の保全・継承のため、県では、平成2年に「山梨県景観条例」を制定し、景観づくりの諸施策に努めてきました。

この間、人々の価値観は「量」から「質」へと変化するとともに、景観への意識が高まり、美しいまちづくりに積極的に参加する人々も増えてきました。

しかし、地域によっては、無秩序な屋外広告物や不揃いな街並み等が見られるところもあり、個性ある景観が徐々に失われることが懸念されています。

そこで、県では、景観施策をより積極的に推進するため、景観に関する特性を明らかにし、これからの景観づくりの考え方を示すとともに、景観法を活用する際の手引きとなる、「美しい県土づくりガイドライン」を策定しました。

このガイドラインを活用し、県と市町村、住民、事業者の協働のもと、それぞれの地域の個性ある景観づくりに取り組まれ、「暮らしやすさ日本一」といえる美しい県土づくりが実現することを願っております。

平成21年3月

美しい県土づくりガイドライン 目次

第1章 美しい県土づくりガイドラインとは	1
1-1. ガイドライン策定の背景	1
1-2. ガイドラインのねらい	2
1-3. ガイドラインの構成	3
1-4. 「景観」と「美しい県土づくり」	4
第2章 県土における景観の特性と課題	5
2-1. 景観構造	5
2-2. 景観特性と課題	6
第3章 景観形成の基本方針	20
3-1. 景観形成の基本的な考え方	20
3-2. 骨格となる景観構造	22
3-3. 地域別の景観形成方針	24
第4章 景観形成の推進に向けて	44
4-1. 景観形成推進の考え方	44
4-2. 景観形成の役割分担	46
4-3. 景観形成推進方策と体制	48
第5章 公共事業に関する景観形成	57
5-1. 適用範囲	57
5-2. 公共事業における景観形成の基本姿勢	57
5-3. 公共事業の実施に係る景観形成に関する基本事項	58
5-4. 共通配慮事項	61
5-5. 分野別配慮事項	63

第6章 景観計画策定の手引き	73
6-1. 手引きの作成にあたって	73
(1) 景観計画とは	73
(2) 市町村における景観計画の意義と効果	74
(3) 手引き作成のねらい	75
(4) 手引きの構成	75
6-2. 景観計画のつくり方	76
(1) 景観計画の内容	76
(2) 景観特性と課題の整理について	77
(3) 区域と方針について【全体方針の設定】	79
(4) 行為の制限に関する事項について	82
(5) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針について	87
(6) 屋外広告物の制限に関する事項について	89
(7) 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可等の基準について	91
(8) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項について	94
(9) 自然公園法の許可基準について	97
(10) 景観計画と合わせて活用できる制度	99
(11) 景観計画策定に関する手続	107
6-3. 景観法に基づく条例制定のポイント	108
(1) 条例制定の必要性	108
(2) 条例制定のポイント	108
6-4. 景観計画策定における合意形成のポイント	111
(1) 住民参加の必要性	111
(2) 住民意見の反映方法	111
(3) 景観計画策定における住民参加のプロセス	113

1-1. ガイドライン策定の背景

(1)これまでの景観の取り組みと潮流

我が国のまちづくりにおいて、これまで、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いていた景観を形成してきたことは否めない。

しかし、1980年代に入り自治体の中で景観条例を制定する動きが強まる中で、美しい街並みなど良好な景観に関する県民の関心が高まり、個性ある美しい街並みの形成や、景観に配慮したまちづくりが全国各地で進められてきた。

山梨県においても、景観に対する関心が高まる中、平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定し、かけがえのない自然や貴重な歴史的文化的資産を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造することに努めてきた。

国土交通省はこれらの動きに応えるべく、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を制定するとともに、平成16年6月に我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を柱とする「景観緑三法」を制定し、美しく風格のある国土の形成に向けて大きく舵を切った。

このような背景から、今後もますます、美しい街並みの景観形成や優れた自然景観の保全等に関わる取り組みの推進が求められている。

(2)ガイドラインの必要性

山梨県においては、上述のとおり、景観条例を制定し、優れた景観を有する地域の指定や建築物等の大規模行為に係る届出制度などの運用などを行ってきた。しかし、これらの取り組みは、一部の地域や個別事業を対象としたものであり、本県全体の景観形成をどのようにしていくかといった広域的な景観づくりという視点では行われてこなかった面がある。また、市町村においても景観法を活用して景観計画策定に着手するなど、景観への取組みを積極的に行う市町村やなかなか取組みに至らない市町村など、地域によって様々な事情を抱えていることも見えてきた。

そのため、本ガイドラインにより、改めて本県の景観の現状と課題及び県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策を示し、美しい県土づくりの推進方策を具体的に示すとともに、各自治体における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくものとする。

1-2. ガイドラインのねらい

(1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、今後、県、各市町村、県民、事業者、NPOがそれぞれの立場で景観づくりを行っていく上で、基本となる考え方を共有し、地域の個性や特性に応じた取り組みを推進するための手引書として作成したものである。

これらの内容については、そのまま活用するのではなく、取り組みのヒントとして、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれる景観づくりに展開されることをねらいとしている。

(2) 対象

景観行政に携わっている自治体職員、民間事業者、景観に関心のある県民・NPOなどの景観づくりに関わるすべての人を対象としている。本書を通じて、すべての方が景観づくりを行う基本的な考え方を共有することで、実行性があり、将来にわたり引き継がれる良好な景観づくりを行うことができると期待している。

(3) 適用範囲

山梨県全域における、林野、農地、河川、道路、都市に関わるすべてを対象とする。

1-3. ガイドラインの構成

本ガイドラインは、大きく6章より構成されている。作成にあたっては、できるだけ図や写真を使い、分かりやすく表現することにより、具体的な内容がイメージしやすいように配慮している。

景観形成に向けた基本的な考え方とその実現化方策（総論）

第1章

美しい県土づくり ガイドラインとは

●ガイドラインを活用するにあたっての基本的な事項を整理した部分である。この章を見ると本書にどのような内容が書かれているのか分かるようになっている。

○対象：景観づくりに関わるすべての方

第2章

県土における 景観の特性と課題

●山梨県全体の景観構造を示すとともに、その構成要素である「山」「水」「道」「農」「街」の景観上の特性と課題を整理することで、県土における景観の特徴を理解してもらうことをねらいとしている。

○対象：景観づくりに関わるすべての方

第3章

景観形成の基本方針

●今後、様々な立場の方が景観づくりに携わる際に基本となる景観形成の考え方・目指すべき目標を示したものである。基本方針の中では、地区別の方針を示すことにより、地域固有の景観づくりへの対応を図るものとしている。

○対象：景観づくりに関わるすべての方

第4章

景観形成推進に向けて

●持続的・発展的な景観づくりの推進に向けて、実践の道筋や役割分担、方策と体制を整理し、協働の具体的な枠組みを提示している。

○対象：景観づくりに関わるすべての方

具体的な取組み支援（各論）

第5章

公共事業に関する 景観形成

●道路や河川、都市公園等の公共事業を対象とし、景観形成の基本姿勢や配慮事項を示すことにより、公共事業における景観形成の指針として活用されることをねらいとしている。

第6章

景観計画策定の手引き

●景観法の柱である「景観計画」の策定に向けて、各市町村が地域特性に応じた景観形成の方針や基準等を定める際の留意事項や手順等について、分かりやすく手引書の形で紹介している。

○対象：景観計画の策定に携わる自治体職員

1-4. 「景観」と「美しい県土づくり」

本ガイドラインで用いる「景観」「美しい県土づくり」の考え方を以下に示す。

「景観」とは…

○景観の対象

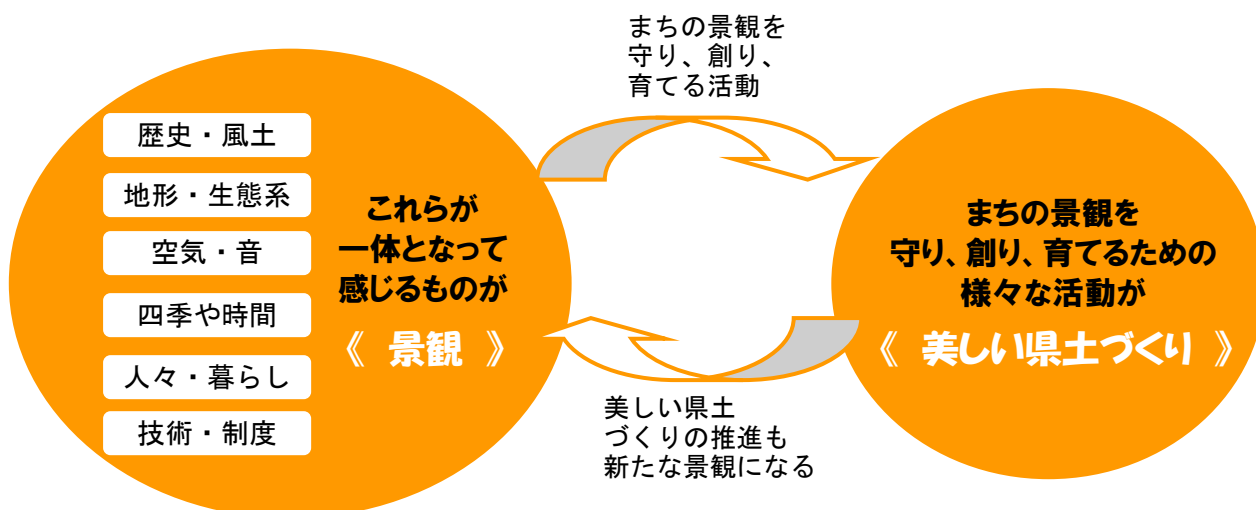
- ・景観は、それぞれの地域ごとの歴史や文化、地形や生態系などの自然、澄んだ空気やせせらぎの音、四季や時間の移り変わり、県民一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが一体となって感じられるものである。
- ・全国的に知名度の高い特別な景観やまちなみだけでなく、身近な里山や市街地も対象となる。

○景観の波及効果

- ・良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育む。
- ・身の回りの良好な景観は、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献する。
- ・美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担う。

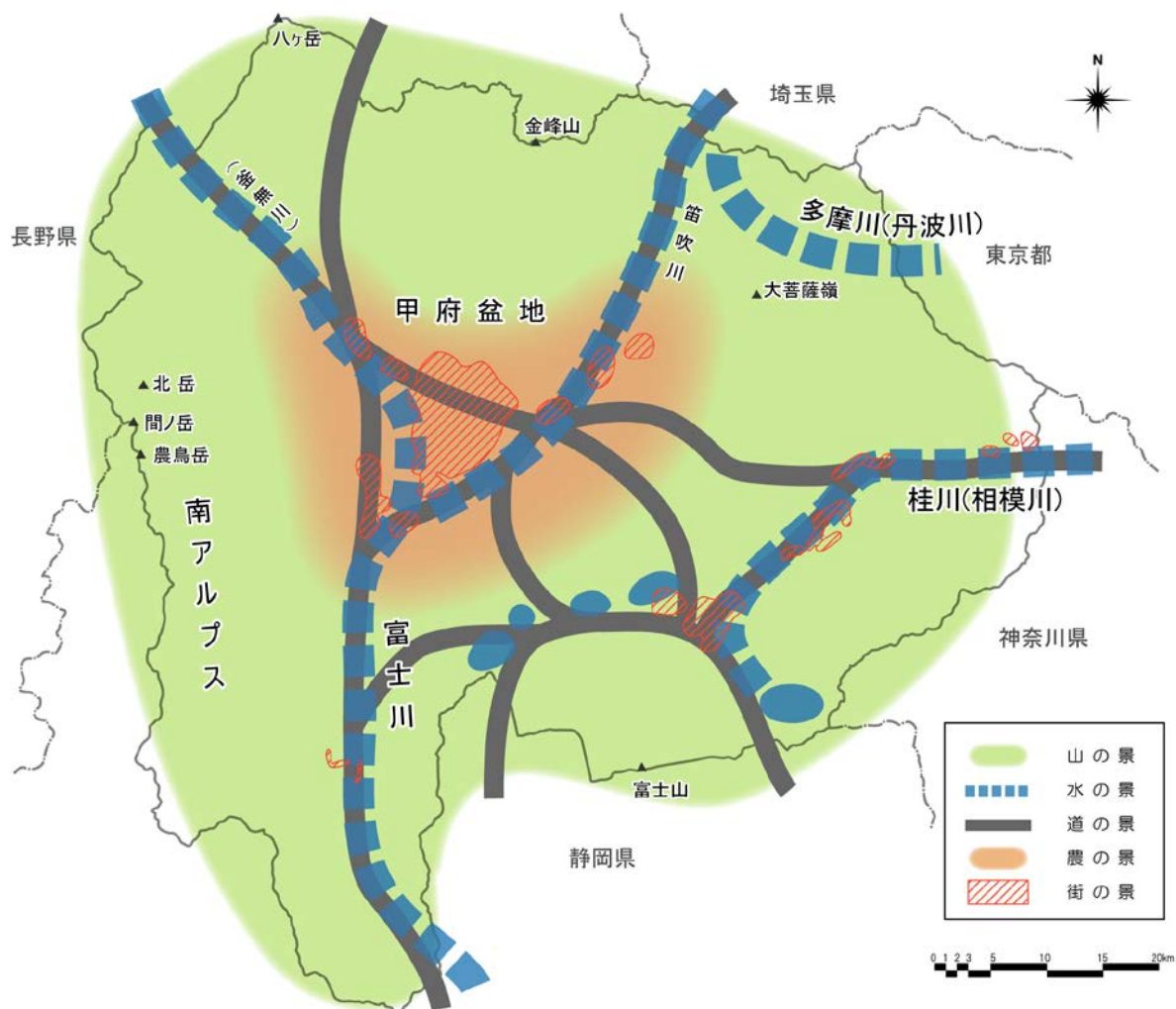
「美しい県土づくり」とは…

- ・県土の景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を守り、創り、育てるための様々な取り組みを行う。それが美しい県土づくりである。
- ・美しい県土づくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、美しく魅力的な景観を創りだすことも含む。
- ・清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な美しい県土づくりに貢献する。
- ・景観は、県民や企業等の手でつくられる部分が多く、行政だけの取り組みには限界がある。行政や専門家はもちろん、あらゆる人が美しい県土づくりの主役になる。

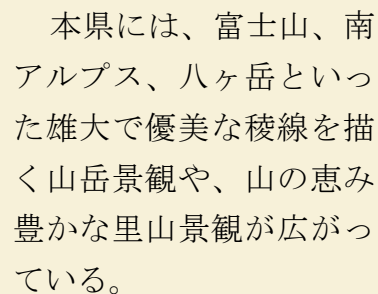


2-1. 景観構造

- 甲府盆地がほぼ県の中央に位置して、周囲を北側のハヶ岳連峰、西側の南アルプス、南側の富士山、さらに東側を大菩薩峠など、2,000m から 3,000m 級の山々に囲まれている。
- 骨格となる河川は、南アルプス北部を源流として静岡県へ流れる富士川(釜無川)と甲府盆地で富士川に合流する笛吹川からなる富士川水系、山中湖から神奈川県へ東流する相模川(桂川)水系、関東山地を源流とし東京都へ流れる多摩川(丹波川)水系の、3つの水系がある。
- 甲府盆地や桂川の河岸段丘に市街地が形成されている。
- 甲府盆地の市街地周辺に、果樹園や田園などの農地が広がっている。
- 富士山の北麓には、山中湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の富士五湖が点在し、山梨県を代表する観光地となっている。
- 国道・県道の幹線道路は狭い平地を縫って1都4県との広域的なネットワークを形成している。



① 山の景



これらの多くは自然公園として県内外の人々に親しまれている。



●山 地

- 日本一の高さを誇る富士山や富士山に次ぐ標高第2の北岳をはじめ、八ヶ岳、奥秩父などの2,000～3,000m級の高い山々が雄大な山岳景観を形成している。
- 南アルプスや巨摩山地、関東山地などの山地は、県土を取り囲む山並みの景観を形成している。



●森 林

- 全国第4位の森林率を誇る本県の森林は、県土面積の約78%を占め、そのうちの約44%を県有林が占める。
- 新緑や紅葉などの四季折々に美しい森林景観がみられる。
- 森林は、県内はもとより、東京都や神奈川県など下流域の多くの人々の暮らしをうるおす水源の森となっている。



●里 山

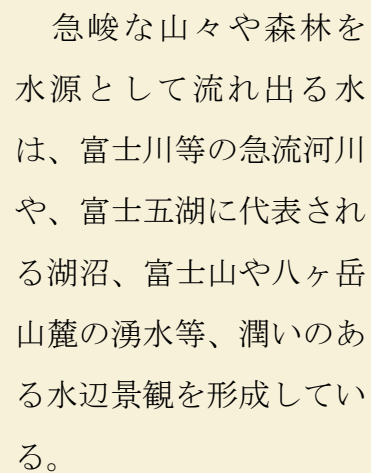
- 盆地外縁の丘陵地などに、雑木林の斜面林や水田や果樹園等の田畑が混在する身近な里山の景観が形成されている。



●自然公園

- 3つの国立公園と1つの国定公園、2つの県立自然公園が指定されており、県土面積の27.1%を占める全国第7位の自然公園面積率を誇る。
- 雄大な山岳景観や、裾野に広がる高原の景観などの自然景観がみられる。





●河 川

- 日本三大急流の一つである富士川(釜無川)は、急峻な山間に岩肌と川面が織り成す自然豊かな景観を成し、甲府盆地で笛吹川と合流しながら扇状地を形成して礫河原の天井川を呈している。
- 古くから水害に悩まされた甲府盆地では、信玄堤や万力林(まんりきばやし)等、独自の治水技術が用いられてきた。これらは「信玄堤公園」や「万力公園万葉の森」として、現在も公園として親しまれている。
- 笛吹川や釜無川の上流は、秩父多摩甲斐国立公園や南アルプス国立公園などに属し、笛吹川の西沢渓谷や釜無川の尾白川渓谷などの、美しい渓谷美をなしている。
- 山中湖に源を発し県の東部を流下する相模川(桂川)は、渓谷、河岸段丘のおりなす景観が美しい。



●湖沼

- 富士五湖は、富士山や周辺の大自然と一体となって、山梨県を代表する湖として四季折々の美しい自然景観を形成している。
- 富士五湖の水の恵みは、地域住民の生活や産業を支えるとともに、山中湖に源を発する相模川(桂川)は神奈川県民の飲料水となるなど多様な機能を果たしている。
- 四尾連湖や千代田湖、広瀬ダムや深城ダム等の湖は、憩いの場として親しまれている。



●湧 水

- 富士山麓の忍野八海は、八つの湧水池から成り、澄みきった水面に富士の四季折々を映し込む(国指定天然記念物、環境省名水百選、山梨県新富嶽百景)。
- 八ヶ岳南麓には三分一湧水、大滝湧水などの約三十の湧水群があり、富士山、甲斐駒ヶ岳を一望できる。湧水は、農業用水や上水等にも使われている。

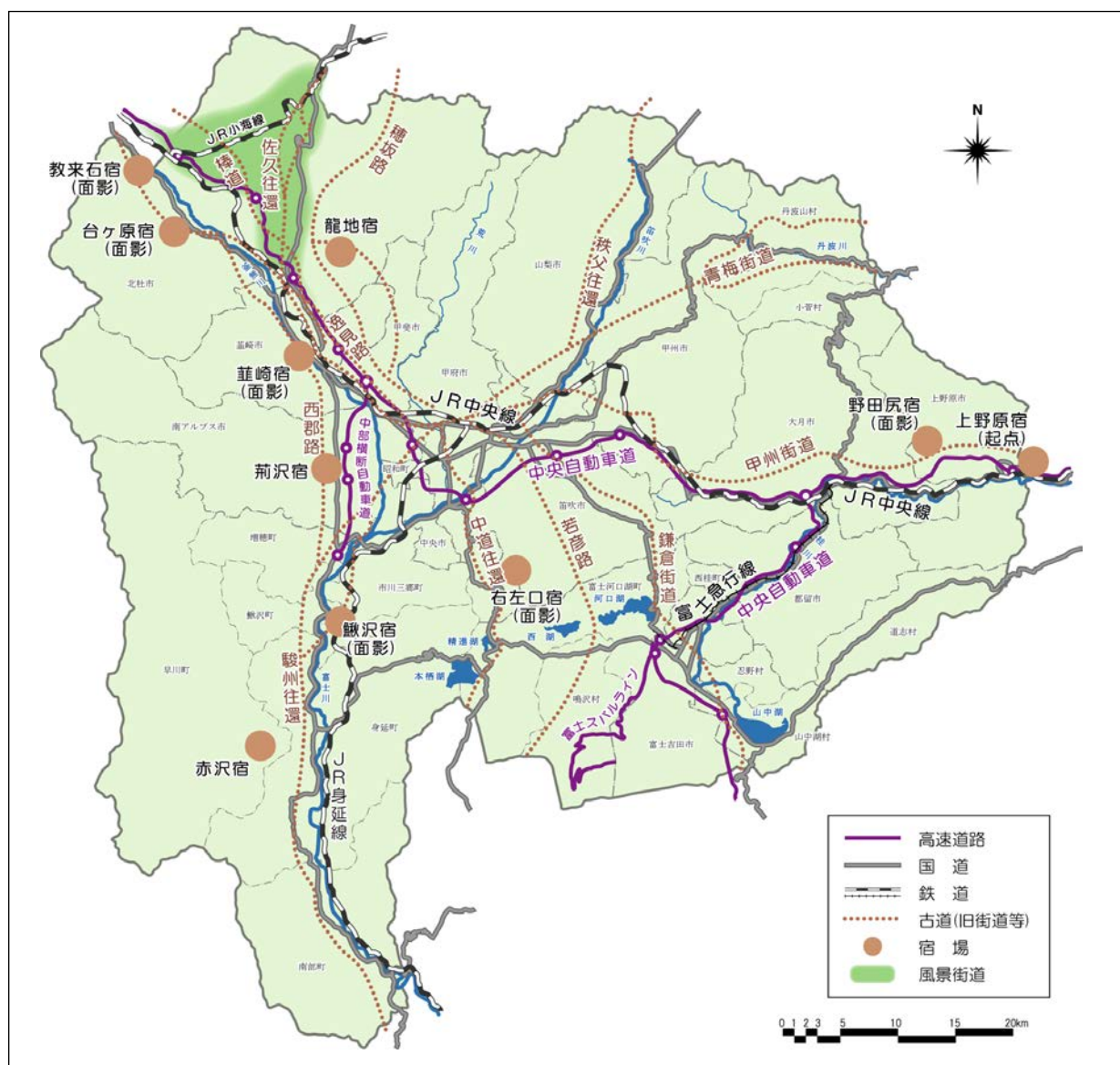


③ 道の景



道路や鉄道に沿って、山河や里、農やまちの景観が万華鏡のように様々に移り変わる。

また、街道の宿場町などに歴史の面影を残す街並みの景観が形成されている。



●幹線道路沿道

- 県内はもとより東京都や静岡県などの隣接都県との広域連携を支えている国道 20 号、国道 52 号等の幹線道路は、市街地や河川、農地等の沿道景観や山地の眺望が移り変わる。
- 国道 137 号や主要地方道中道塩山線等の幹線道路沿いに、ぶどう等の観光農園が並ぶ景観がみられる。
- 国道 138 号や国道 139 号、国道 300 号等から富士山の眺望が広がる。
- アルプス通りは、南アルプス等の山々の美しい眺望や、様々な店が並ぶ都会的賑わい、緑あふれる果樹園など、個性的な沿道景観が形成されている。



●街道

- 八ヶ岳南麓周辺の道路は「八ヶ岳南麓風景街道」に登録され、自然と共生する美しい道づくりが進められている。
- 上野原市の野田尻宿、大月市の鳥沢宿、北杜市白州町の台ヶ原宿など、旧甲州街道の宿場町の面影を残す街並みの景観がみられる。
- かつて身延山往還の宿場として栄えた早川町の赤沢宿は、周囲の自然環境と一体となって中世の面影が残る集落景観を形成しており、重要伝統的建造物群保存地区にも指定されている。



●鉄道・高規格道路

- 中央本線や身延線、小海線、中央自動車道等から見える景色は、雄大な山岳地帯、森林地帯、果樹地帯等が調和した本県の独特のパノラマ景観をなしている。
- 小海線の車窓には、八ヶ岳の山体や山麓の高原景観が広がり、身延線の車窓には富士川の織り成す山紫水明の景観が広がる。

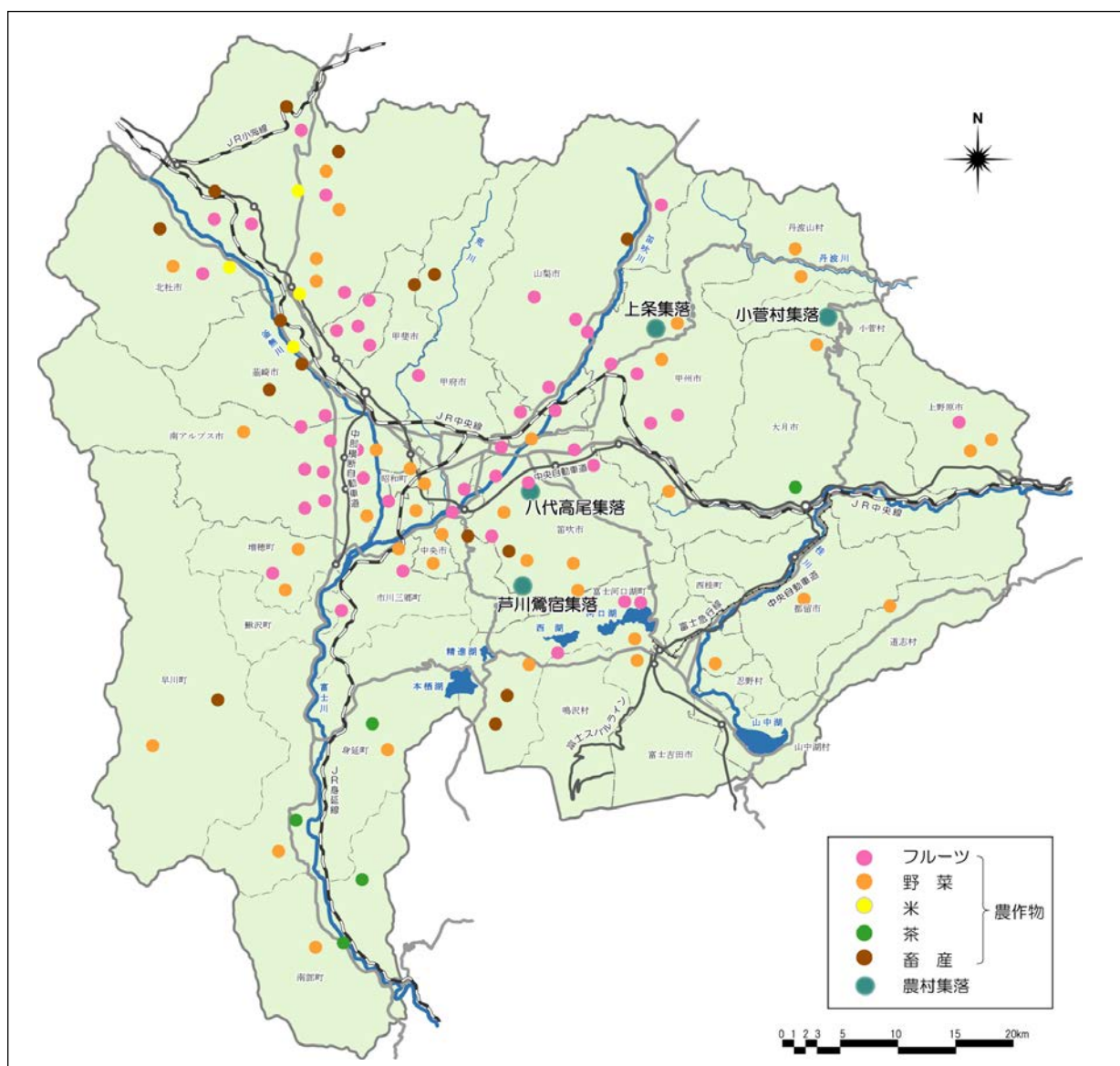


④ 農の景



果樹園等の農地は、市街地周辺の丘陵地の緑や背景の山並みと一体となり、山梨県の特徴ある郷土の景観を形成している。

また、都市近郊から山地に広がる農山村は、古民家のたたずまいを残す集落景観を形成している。



●農 地

- 果樹王国として名高い山梨県は、果樹はもとより、水稻、野菜、花き、畜産等、地域の気候や風土に根ざした特色ある農業が営まれ、四季折々に彩りのある景観を形成している。
- 甲府盆地東部(峡東地方)にはぶどう棚、西部の一带にはももやすもも等、四季を感じる果樹園の景観が形成されている。
- 甲府盆地の南部には、施設野菜や特産露地野菜の景観が形成されている。
- 県北西部(峡北地方)には、のびやかに広がる水田の景観が形成されており、甲府盆地周辺部や峡南地域には棚田の景観が見られる。
- 八ヶ岳南麓や富士北麓の高冷地には、高原野菜や牧場の景観が形成されている。
- 県南部(峡南地方)には、山間の斜面に茶畑の景観が広がっている。



●農山村集落

- 谷間や山腹の山村や、山麓の高原地域や台地・丘陵の里山地域、都市近郊の盆地地域等において、地域の自然と結びついた良好な農山村集落の景観が形成されている。
- 小菅村の集落は、1,000メートル級の山々に囲まれ、村の中心を多摩川の源流である小菅川が流れる等、自然と調和した集落景観を形成している。
- 笛吹市芦川町鶯宿では、かぶと造りの多くの家屋が、山すそにひな壇のように建ち並ぶ集落景観を形成している。
- 忍野村の忍草や、笛吹市の芦川、八代等においても、古民家が保全・活用された特徴的な民家集落の景観がみられる。





その周辺には、温泉街や神社仏閣等の風情ある景観が見られる。



●住宅地

- かつての農山村から発展した多くの市街地には、低層の戸建住宅を主とする木造の住宅地景観が形成されている。
- 甲府駅周辺等においては、中高層の集合住宅が立地する景観もみられる。
- 郊外においては土地区画整理事業などによる計画的な住宅地開発が行われ、低層でゆとりのある緑豊かな良好な住宅地景観もみられる。



●観光・リゾート地

- 八ヶ岳南麓や富士北麓には、緑の中に別荘やペンション、レクリエーション施設等が点在する、高原リゾートの景観が形成されている。



●商業・業務地

- 甲府駅周辺は、国・県の行政・文化等の官公庁施設をはじめ、商業、業務、病院等の施設が集積し、県都としておもむきと賑わいのある都市景観が形成されている。
- 国道20号等の幹線道路沿道には、中高層の街並みや商店街、住宅街等の様々な都市景観が形成されている。
- 人口規模が比較的大きい都市の主要駅周辺等には、都市的な景観が形成されている。



●温泉街

- 身延町の下部温泉や甲府市の湯村温泉、笛吹市の石和温泉・春日居温泉などに、昔ながらの面影を残す温泉街が形成されている。
- 河口湖等の湖畔において、リゾートホテルから温泉旅館、民宿等の様々な新しい宿が建ち並ぶ、にぎやかな温泉街の景観が形成されている。



●工業地

- ジュエリー、ワイン、絹織物、印章、和紙をはじめとして、本県の風土に根ざしたさまざまな地場産業がみられる。
- エレクトロニクス(電子技術)やメカトロニクス(電子機械)などの先端技術産業の工場がみられる。
- 計画的に整備された工業団地は整然とした景観を形成している。



●神社仏閣・史跡

- 武田家ゆかりの神社仏閣や史跡、建造物等の文化財が歴史を感じる景観を形成している。市街地にも多くみられるこれら歴史的建造物等は、近代的な都市景観との対比により個性ある地域の景観を形成している。



(2)景観構成要素の課題

①山の景

- 長期的な国産材需要や木材価格の低迷などにより林業就業者の減少・高齢化が進行し、手入れの行き届かない森林が見られる。
- 山岳の稜線上に建設される大規模な工作物等による、美しい山並みの稜線の分断が懸念されている。
- シカ等による森林の食害が進行し、森林景観の荒廃が懸念されている。
- 国立公園等の自然保護や適正な利用を進めていくためには、行政、住民、ボランティア団体等のそれぞれの連携をはじめ、美化清掃活動やマイカー規制等の取組が一層重要となっている。
- 宅地、道路等の開発、ゴミや産業廃棄物等の不法投棄、手入れがされず放置されている森林の増加等により、里山の景観が徐々に失われてきている。
- 訪れる人々のマナー改善や監視・清掃活動の推進等、自然公園の保護・保全と調和した適切な利用が求められている。

②水の景

- 自然公園や景勝地等と調和した、河川や溪谷等の自然景観の保全が求められている。
- 河川改修により人工的になった農山村や市街地の河川等において、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した川づくりが望まれる。
- 信玄堤や万力林等、急流河川特有の伝統的な工法を取り入れた治水・砂防施設の保全・継承が求められている。
- 湖沼や湧水の周辺には観光施設等が林立して雑然とした景観を形成しており、自然公園や景勝地等の周囲の自然景観と調和した景観保全が求められている。

③道の景

- 郊外部等の主要道路沿道における大規模商業施設等の立地等、地域の優れた景観や眺望になじまない沿道景観の形成が見られる。
- 街道沿いの宿場町の面影や史跡等、既存の歴史資源を活用した個性あるまちづくりへの活用が望まれる。
- 風景街道のように、地域のNPO・民間団体・行政のパートナーシップによる観光振興や活力ある地域づくりと連携した、美しい沿道景観の形成が求められている。
- 中央本線、身延線、小海線、中央自動車道等沿線から見える雄大な山岳景観と森林や果樹地等が調和した、車窓景観の保全と活用が求められている。

④農の景

- 農業従事者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増加し、良好な農村の景観が失われつつある。
- 宅地の無秩序な拡散等により、農地の減少と混住化の進行が懸念されている。
- 都市的土地利用が進行し、優れた農山村景観の喪失等が進んでいる。
- 古民家などの地域の伝統的な集落景観が失われつつある。

⑤街の景

- 郊外において無秩序で分散的な開発が進行しており、住宅地の良好な景観形成が望まれる。
- 既存住宅地の居住者の高齢化や商店街の後継者問題などによる、市街地の衰退が懸念されている。
- 富士北麓地域や八ヶ岳南麓地域等の都市計画区域外の地域に新たに居住地を求める動きがあり、無秩序な宅地化の進行が懸念されている。
- 商店街の空き地や空店舗の増加等により、市街地が空洞化して、景観が悪化している。
- 街並み景観や山々の眺望に著しい影響を与えるアーケードや歩道橋などは、設置場所や形状等への景観的配慮と、適正な維持管理が求められている。
- 山地や水辺の自然景観と調和した風情ある温泉街の景観保全・形成が望まれる。
- 工業団地等は、緑化や色彩による周辺景観への配慮が望まれる。
- 地場産業や伝統産業の景観資源としての活用が望まれる。
- 神社仏閣や歴史的建造物、史跡等の歴史を活かした景観形成が求められている。

⑥全般的な課題

- ゴミの不法投棄やたばこのポイ捨て、放置自転車等、住民のモラルの欠如により、地域の景観が損なわれている場合がある。
- 駅前や幹線道路沿道、インターチェンジ周辺や農山村において、派手な屋外広告物が乱立し、雑然とした景観になっている。
- 電線・電柱は、旧宿場町や商店街等の街並み景観や、緑豊かな里の景観を乱すとともに、山並みや湖沼、高原等の自然景観の眺望を阻害している。
- 画一的で潤いのない河川整備や、無機質で威圧的な法面をあらわにする道路整備などによる、周囲の景観への配慮に欠いた公共施設もみられる。

(3)景観形成の課題

前項までの景観構成要素の特性と課題を踏まえ、県土における良好な景観形成に向けた課題について、主にハード面に関するものを「保全・継承」「創造」という視点、主にソフト面に関するものを「育成」の視点から位置づけて、以下のように整理した。

保 全 ・ 継 承**○ 自然的景観の保全・継承**

- ・ 雄大な山並みのパノラマに象徴される山地景観の保全・継承
- ・ 農地や農村集落と背後の丘陵・里山が一体となった盆地景観の保全・継承
- ・ 河川や湖沼、湧水などの潤いのある水辺景観の保全・継承
- ・ 生態系に配慮した景観の保全・継承

○ 歴史的景観の保全・継承

- ・ 旧街道沿いの宿場町や歴史的建造物、史跡などの歴史資源の保全・継承
- ・ 古き良き農山村の佇まいを残す古民家などの伝統的集落景観の保全・継承
- ・ 急流河川ならではの武田家ゆかりの伝統的治水施設の保全・継承

創 造**○もてなしの景観の形成**

- ・ 来訪者に山梨を印象づける鉄道・道路からの車窓景観の形成
- ・ 山地景観に配慮した山麓部の観光・リゾート地の景観形成
- ・ 山水の景観に配慮した風情ある温泉街の景観の形成

○暮らしやすいまちの景観の形成

- ・ 街並みや眺望に配慮した沿道景観の形成
- ・ 地域の景観に配慮した住宅地の景観形成
- ・ 景観を阻害する屋外広告物や電線・電柱の改善・除却
- ・ 周囲の自然や街並みの景観に配慮した河川や道路等の公共施設の景観形成

育 成**○景観形成の担い手育成と意識の向上**

- ・ 森林や農地、商店街など、持続的な生業の景観を形成する担い手の育成
- ・ 行政と協働して地域の景観形成を牽引する NPO や企業、県民などの人材育成
- ・ まちの美化や利用マナーなどに関わる県民の景観意識の向上

第3章

景観形成の基本方針

3-1. 景観形成の基本的な考え方

① 景観形成の基本理念

本県における多様で豊かな自然や貴重な歴史的文化的資産は、山梨を象徴する美しい景観をつくりだしている。こうした自然景観や歴史的文化的景観は、私たちに、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を感じさせるものであり、これらかけがえのない県民共有の財産として大切に守り育て、後世に継承していかなければならない。

また、沿道のまち並みや住まいの周辺においては、建築物や工作物、公共施設、屋外広告物、公園緑地などが景観を構成する重要な要素であるので、これらの建築物等自体の美しさの追求と周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めるとともに、人々が集い、触れ合うことのできる憩いの場としての雰囲気づくりや地域の活性化にも配慮し、人間性豊かで魅力ある景観の創造を目指すものとする。

さらに、山梨のふるさとの景観は、農林業や商業など、県民等の営む暮らしや経済活動の中で持続的に形成されてきた。また、県民一人ひとりの“わたしのお家はみんなの景色”の精神に基づく景観作法が身近なまちの秩序ある景観を形成してきた。しかし近年、地域の活力や景観意識の低下により、美しい郷土の景観の乱れが目につくようになった。今こそ、私たちの郷土の景観を見つめる感性を育成しなければならない。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、以下に示す景観形成の「基本理念」のもとに県土の景観形成に取り組むものとする。

かけがえのない景観を保全・継承する

山梨を象徴する山水や農の景、旧街道の景観など、かけがえのない自然景観や歴史・文化的景観を保全し、後世に継承する。

快適で魅力ある景観を創造する

街や道の景など、山梨の暮らしや交流の舞台となる快適で魅力ある景観を創造する。

郷土の美しい景観を見つめる感性を育む

県民をはじめ地域の NPO や企業、市町村等、郷土の美しい景観を見つめる主体の感性を育成する。

② 景観形成の基本方針

景観形成の基本理念を受けて県土の良好な景観形成を進めるために、6つの「基本方針」を以下のように定める。

1. 歴史の風景を活かし、やまなしの文化を育てる

- ・歴史の面影を残す旧街道等の景観を保全していく。
- ・歴史の重みを感じる街並みの形成を図る。
- ・山梨ならではの歴史的景観資源を後世に伝え広める。

2. 盆地地形を里の景色として大切にする

- ・丘陵地の果樹園や丘から見おろす、変わらない風景を守っていく。
- ・河川の広がりや自然環境を活かし、水とみどりの里をつくる。
- ・果樹農業の継続や河川の愛護活動などの輪を広げていく。

3. 大自然のパノラマを活かし、もてなしの場をつくる

- ・富士山、南アルプス、八ヶ岳などの雄大な山並みの風景を活かす。
- ・観光“やまなし”をアピールするために最良のもてなしの場をつくる。
- ・国立公園など良好な自然環境を地域自らの力で守り育てる。

4. 譲り合うところで、暮らしやすいまちをつくる

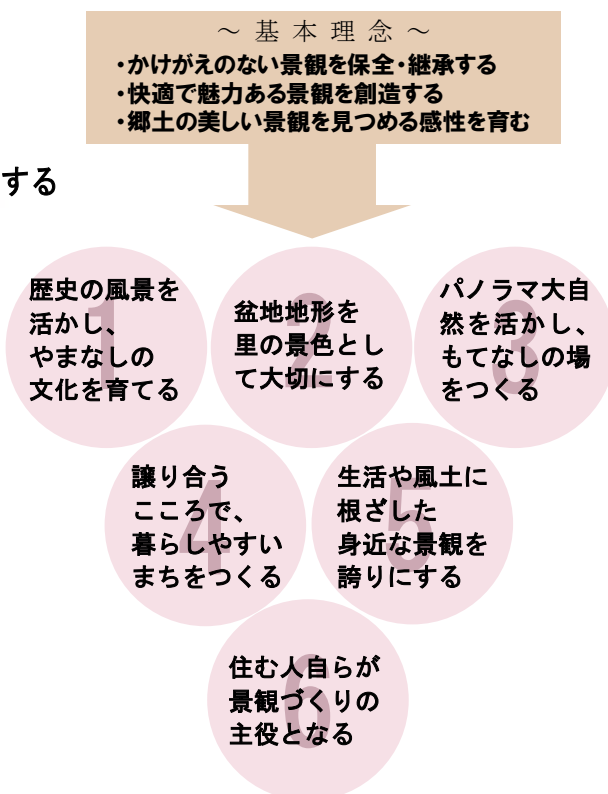
- ・山並みや里山、社寺などの日常のくらしを包み込む景観を守り育てる。
- ・美しい街並み景観はお互いの建築物や工作物を共通する色、形態、素材を揃えることに配慮する。
- ・地域の合意によるルールをつくり、みんなで守っていく。

5. 生活や風土に根ざした身近な景観を誇りにする

- ・やまなしの特徴ある農山村の景観を守り育てる。
- ・四季を感じる農や森林の風景など、生業の景観を守る。
- ・適切な維持管理の手を加えながら育てていく。

6. 住む人自らが景観づくりの主役となる

- ・地域の個性を活かした協働の景観まちづくりを進めていく。
- ・県民が自発的に景観形成に関わる環境を整える。



3-2. 骨格となる景観構造

一定のまとまりを持った広域的な景観を、本県の骨格となる基本構造として位置づけ、今後とも山梨らしさを保全・継承し、多様な主体の連携・協力のもと良好な景観形成を行っていく。本県の景観基本骨格を以下に示す。

1

つの骨格エリア：山梨らしさを醸し出す「盆地景観」

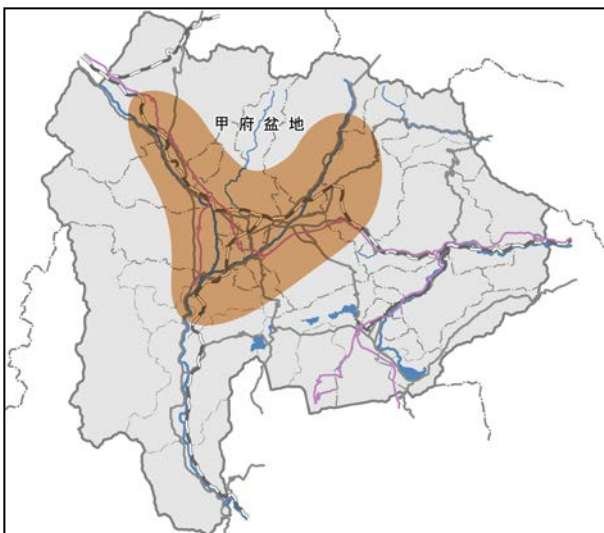
2

つの都市景観エリア：地域の核としての「甲府周辺」「富士五湖周辺」

3

つの骨格軸：山梨らしさを彩る「山岳軸」「河川・湖沼軸」「交通軸」

盆地景観エリア



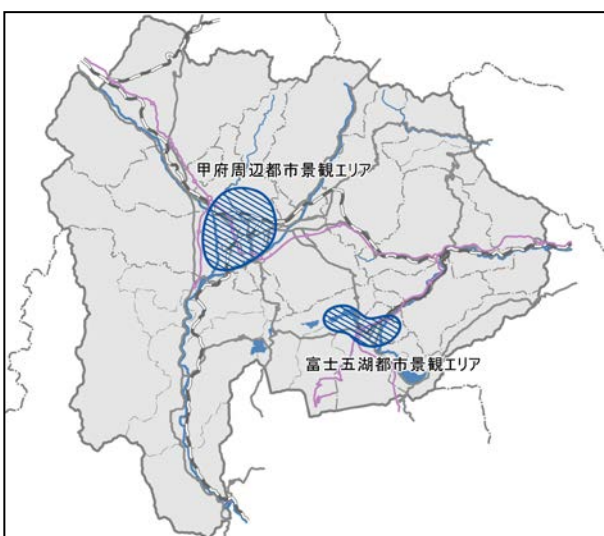
周囲を 3,000m 級の山々に囲まれ、釜無川と笛吹川の恩恵を受けながら、人々の様々な営みが行われている甲府盆地。

外周部には複数の扇状地が形成され、一大果樹地帯を形成している。

（景観基本骨格の課題）

- 扇状地に広がる果樹園や田園の変わらない風景を守ること
- 日常の暮らしの中で、水と緑や四季が感じられる風景をつくること
- 盆地から見渡す富士山や八ヶ岳、南アルプス等の山岳の眺望を守ること

都市景観エリア

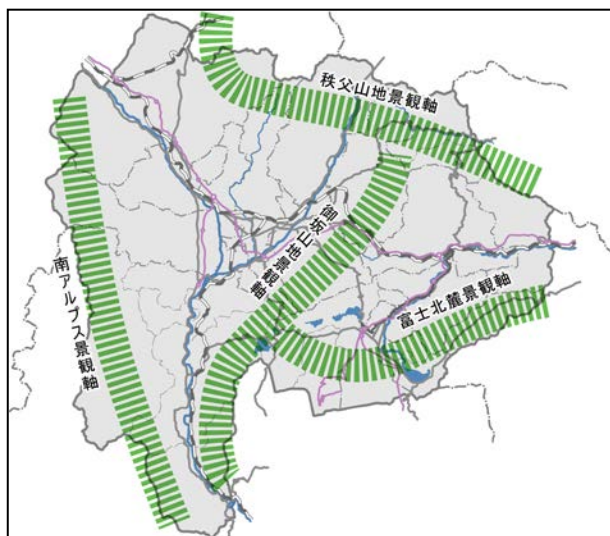


山梨の玄関口となるエリア。甲府周辺地区は、商業・業務施設が集積し、都市活動が活発に行われている。富士五湖周辺は、国際的観光リゾート地として整備されている。

（景観基本骨格の課題）

- 山梨の玄関口として、観光やまなしをアピールする風景をつくること
- 地域の核として、活力のあるにぎわいの風景をつくること
- 地域の歴史や文化が育まれた風格のある美しい街並みを育むこと

山岳軸

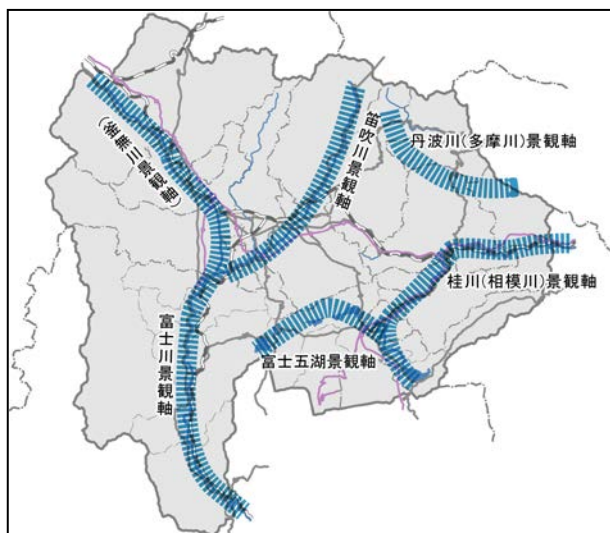


北端の「秩父山地景観軸」、西端の「南アルプス景観軸」、南端の「富士北麓景観軸」といった国立公園を中心とした景観軸と山梨を二分する「御坂山地景観軸」が山岳の境界軸を形成している。

（景観基本骨格の課題）

- 山並みの稜線の連続性と眺望を守ること
- 代表的な景勝地として良好な自然景観を守ること
- 雄大な山並みのパノラマ景観が楽しめる場所をつくること

河川・湖沼軸

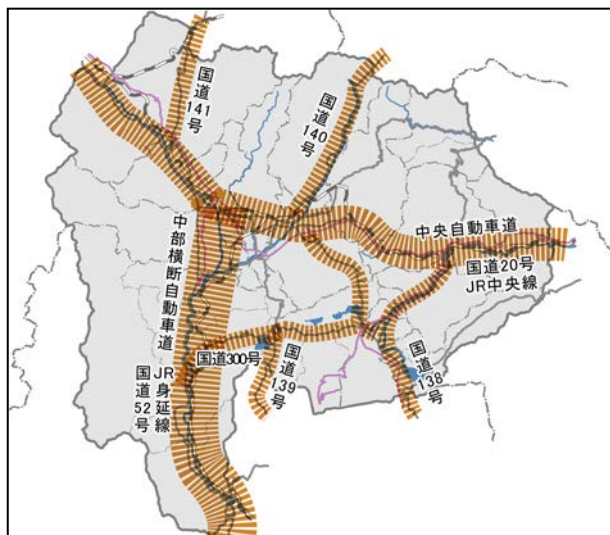


砂礫河原が特徴の「釜無川」、山間溪流から平地河川に移行する「笛吹川」、山付き区間を蛇行して流れる「富士川」、溪谷が美しい「丹波川」と「桂川」、広がりある静謐な水面をたたえる「富士五湖」と個性あふれる河川軸が形成されている。

（景観基本骨格の課題）

- 水と緑の潤いある自然景観を守り育てること
- 山々を眺望する視点場として保全・活用すること
- 身近にふれ合える自然として、暮らしに息づく景観をつくること

交通軸



神奈川(東京)、長野を結ぶ中央自動車道と国道20号や、静岡、埼玉を結ぶ国道52号、138号、139号、140号などの幹線道路と、JR中央線、身延線の鉄道が広域的な交通軸を形成している。

（景観基本骨格の課題）

- 道路や鉄道から見える山岳、溪谷、田園風景などの車窓景観を守ること
- 沿道の街並みに合わせて、地域の魅力を高める沿道景観をつくること
- 地域の自然、歴史、文化になじんだ、美しい道路をつくること

3-3. 地域別の景観形成方針

市町村間で調和のとれた広域的な観点に配慮した景観形成を進めるために、前節の骨格となる景観構造を踏まえて、市町村を越えた広域的景観形成の視点から景観形成方針を定める。

このとき、県土をひとくくりにするのではなく、地域に暮らし活動する県民からみた“身近な地域性”を踏まえ、地域別に景観形成方針を示すこととする。

(1) 地域区分の考え方

県土の景観特性と生活圏や行政区域等の地域性を踏まえ、山梨県を①峡北地域、②峡中地域、③峡東地域、④峡南地域、⑤東部地域、⑥富士五湖地域の6つの地域に区分し、各地域の景観形成方針を示す。

なお、隣接する景観は相互に関係し合うため、地域区分の境界は重複を許容する設定とした。



地域区分図

(2)地域別の景観形成方針

① 峡北地域の景観形成方針

周囲を八ヶ岳や甲斐駒ヶ岳、茅ヶ岳、南アルプス連峰などの美しい山岳景観に囲まれ、清らかで豊富な水資源、高原性の気候、長い日照時間から得られる農作物、歴史的なまちなみや滞在型温泉地など、豊かな資源に恵まれた地域である。

● 特徴および課題

- ・ 八ヶ岳や甲斐駒ヶ岳、茅ヶ岳、鳳凰三山、富士山などのランドマークとなる山岳の眺望パノラマが特徴的である。
- ・ 樹林や牧草地が山麓の緩やかな傾斜地に広がる、高原景観が形成されている。
- ・ 水田や高原野菜の畑地が八ヶ岳南麓にのびやかに広がる、農村の景観が形成されている。
- ・ JR 中央線や小海線、中央自動車道からの車窓には、雄大な山並みの景観や、のどかな雰囲気の高原、里山の景観が展開する。
- ・ 清里地域では、山梨県景観条例に基づく建築物等の形態意匠や色彩等に関するルールをつくり・守ることにより、良好な山麓高原景観が形成されている。
- ・ 七里岩は、約 28kmに及ぶ切り立った断崖として特徴的な景観を形成していると同時に、七里岩台上から眺める富士山は絶景である。
- ・ 三分一湧水や尾白川、金峰山・瑞牆山源流等に代表される名水や清流は、潤いのある景観を形成している。
- ・ レインボーラインや八ヶ岳ライン、清里高原道路等については、山々の眺望への配慮やビューポイントに留意した景観形成が求められている。
- ・ 別荘分譲に伴う林地開発により、森林景観の改変が進行している。
- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足等により耕作放棄地が増加し、八ヶ岳南麓の良好な農村景観が失われつつある。
- ・ 台ヶ原宿や教来石宿等の街道筋の面影を残す街並みは、その保全と景観まちづくりへの活用が望まれる。
- ・ 武田八幡宮や新府城跡等の貴重な歴史文化資源を活用した景観づくりが望まれる。



八ヶ岳と高原の樹林



清泉寮からの富士山方面の眺望

● 景観形成方針

落ち着きのある避暑地にふさわしい青空の似合う山麓景観**雄大な山岳の眺望を保全する**

- ・ 建築物等の適切な景観誘導により、八ヶ岳や南アルプス等の山並みの眺望や、山麓の牧歌的な景観を保全する。
- ・ 屋外広告物や電線・電柱等の規制・誘導・除去により、国道20号や国道141号等の幹線道路沿道の良い景観形成を図る。
- ・ 日本風景街道の取組みの推進により、自然と共生する美しい八ヶ岳南麓周辺の道路・沿道景観を県民等と協働して保全・創出する。
- ・ 開発における既存樹林の保全や代替植栽等の緑化規制・誘導により、森林景観の保全を図る。

山麓の高原と里山の景観を保全する

- ・ 高原の中に点在する別荘等のリゾート施設においては、住民や事業者等の協力の下に、良い景観形成を図る。
- ・ 八ヶ岳南麓や釜無川周辺の水田やもも畑の景観や、茅ヶ岳山麓の花畑やダイコン畑の景観の保全を図る。
- ・ 県が景観条例に基づく景観形成地域に指定し、重点的に景観形成を進めてきた地域であり、今後もその誘導方策の継承を図る。

宿場の面影や歴史文化資源を活かした景観を形成する

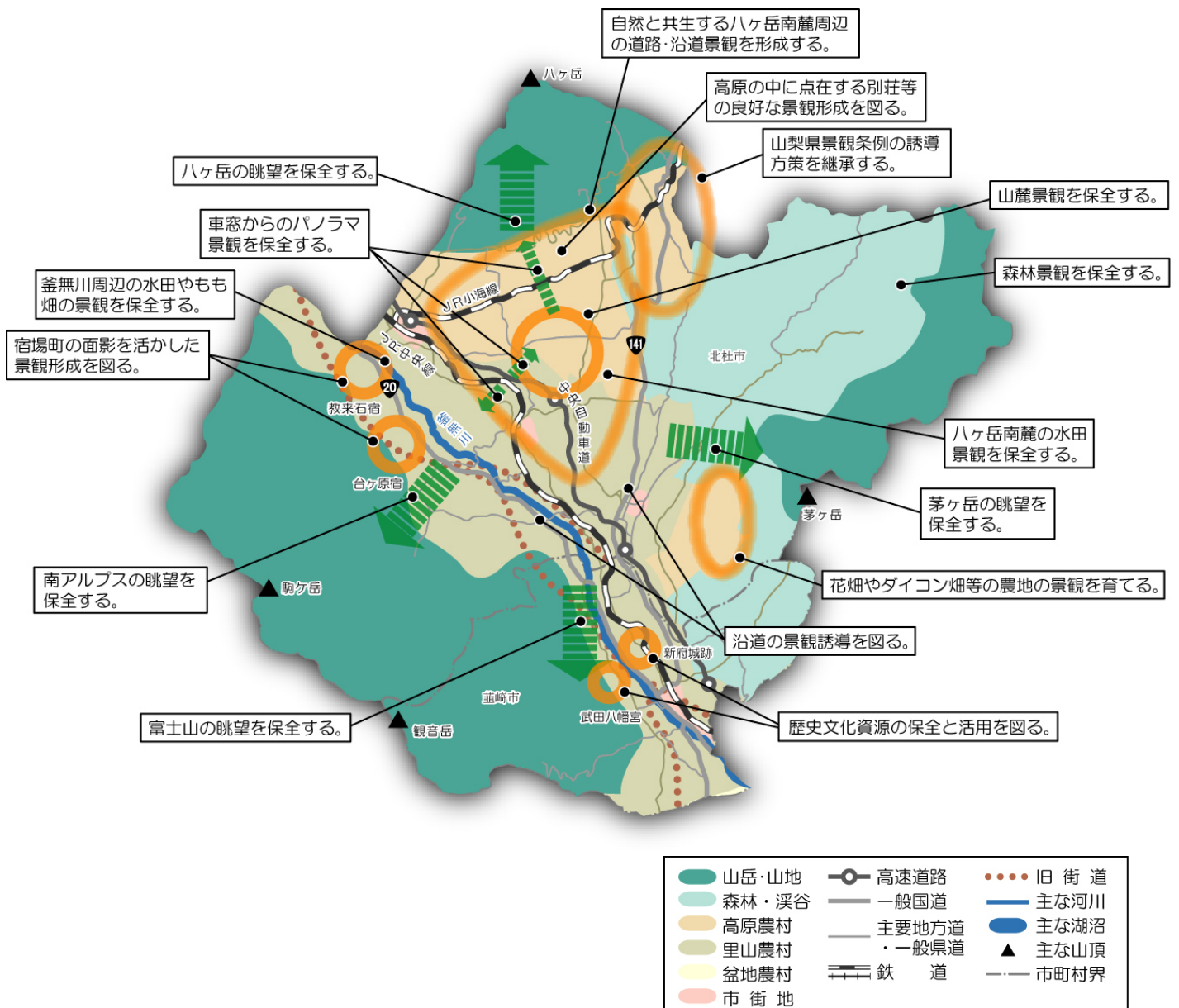
- ・ 北杜市白州町の台ヶ原宿や教来石宿等における歴史的な建築物等を保全するとともに、周辺の建築物等の形態意匠等の規制誘導等により、良い街並み景観の形成を図る。
- ・ 武田八幡宮や新府城跡等の貴重な歴史文化資源を活用した景観形成を図る。



初冬の八ヶ岳



新府のもも畑と八ヶ岳



峡北地域の景観形成方針図



高原に点在する別荘等の建物



台ヶ原宿

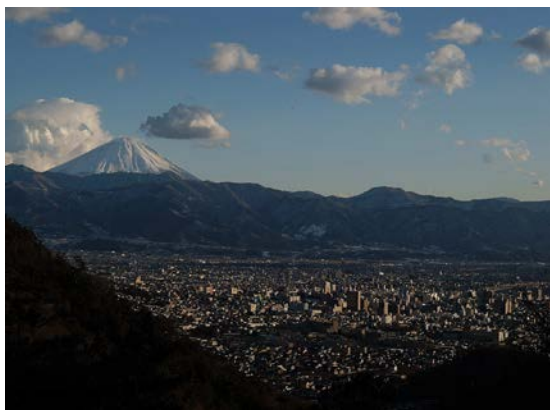
② 峡中地域の景観形成方針

行政・経済等の諸機能が集積するとともに、幹線道路やインターチェンジなどが集まる交通・流通の要衝であり、本県の中核的な都市圏を形成する地域である。

また、武田家ゆかりの史跡などの歴史資源も数多く残り、歴史と文化を感じさせる地域である。

● 特徴および課題

- ・ 舞鶴城公園や釜無川・荒川等の河川敷、道路などから見上げる八ヶ岳や秩父連山、南アルプス、富士山等の山並みの眺望景観が特徴である。
- ・ 和田峠や甲府精進湖線の右左口、敷島総合公園、櫛形山中腹などから見下ろす眺望景観が特徴的であり、特に、日が沈んでから宝石箱のように輝く夜景は有名である。
- ・ ももやさくらんぼ等の果樹園や水田は、周辺の集落や背景の山々と調和した姿で見ることができ、季節に色づく農村の景観を形成している。
- ・ 背景となる山並みの稜線を分断する中高層の建築物が目立ち、山並みの眺望に配慮した建築物の景観誘導が求められる。
- ・ 甲府駅等の主要駅周辺等において、地域らしさやまちの顔としての風格形成に配慮した屋外広告物の規制誘導が望まれる。
- ・ シャッター通りや駐車場が街並みの連続性を分断しており、にぎわいを感じる中心商業地の景観形成が求められている。
- ・ 丘陵地の斜面の緑や稜線の連続性を阻害する、住宅地の景観がみられる。
- ・ 国道20号や南アルプス通り、山の手通り等において、屋外広告物や電線電柱等が山並みの眺望を阻害している。
- ・ 車利用者の玄関口となる中央自動車道や中部横断自動車道のインターチェンジ周辺は、来訪者をあたたかく迎え入れる景観的配慮や演出が望まれる。
- ・ 御岳昇仙峡は荘厳な溪谷美を成し来訪者を魅了するが、昇仙峡ルートや昇仙峡グリーンライン等の観光ルートには、周辺の自然景観と不調和なガードレールや案内サイン等がみられる。
- ・ 武田家ゆかりの善光寺や武田神社(武田氏館跡)、信玄堤および舞鶴城公園(柳沢吉保が城主を務めた甲府城趾)などの歴史文化資源は、その保全と景観まちづくりへの活用が望まれる。



和田峠見晴らし台からの眺望



平和通り

● 景観形成方針

県土の中心にふさわしい活力あるもてなしの景観

盆地特有の眺望を保全する

- ・ 建築物の高さや形態意匠の規制誘導や電線類の地中化等により、甲府盆地の背後に広がる山並みへの見上げる眺望や、市街地に隣接する丘陵地から見下ろす盆地特有の眺望を保全する。
- ・ 丘陵部に立地する住宅等については、低地部からの眺望に配慮した建築物等の高さや色彩、緑化等への適切な景観誘導に努める。
- ・ JR 中央線や、中央自動車道、中部横断自動車道等の車窓に展開する、山岳や盆地をのぞむパノラマ景観を保全する。
- ・ 市街地を流れる釜無川や荒川の自然豊かな河川景観を保全するとともに、橋や水辺空間からの山並みの眺望を保全する。

風格とにぎわいのある市街地景観を形成する

- ・ 駅周辺等の屋外広告物に対する設置位置や形態意匠の景観誘導等により、風格と品のあるもてなしの駅前景観を形成する。
- ・ 低層部の商店の連続性に配慮した街並み形成や、デザイン看板の設置、歩道の修景等により、にぎわい創出に寄与する中心商業地の景観形成を図る。
- ・ 土地区画整理事業等による新たな市街地の整備にあたっては、地区計画の導入などにより、良好な市街地景観を図る。

歴史資源や景勝地を守り活かす

- ・ 武田家ゆかりの歴史文化資源を保全し、観光資源としての活用を推進するとともに、隣接する建築物等の適切な景観誘導を図る。
- ・ 御岳昇仙峡に代表される景勝地の保全および観光資源としての活用推進を図るとともに、アクセス道路の沿道については案内サインや道路付属物のデザイン改善を推進する。

四季折々の農山村の景観を守り育む

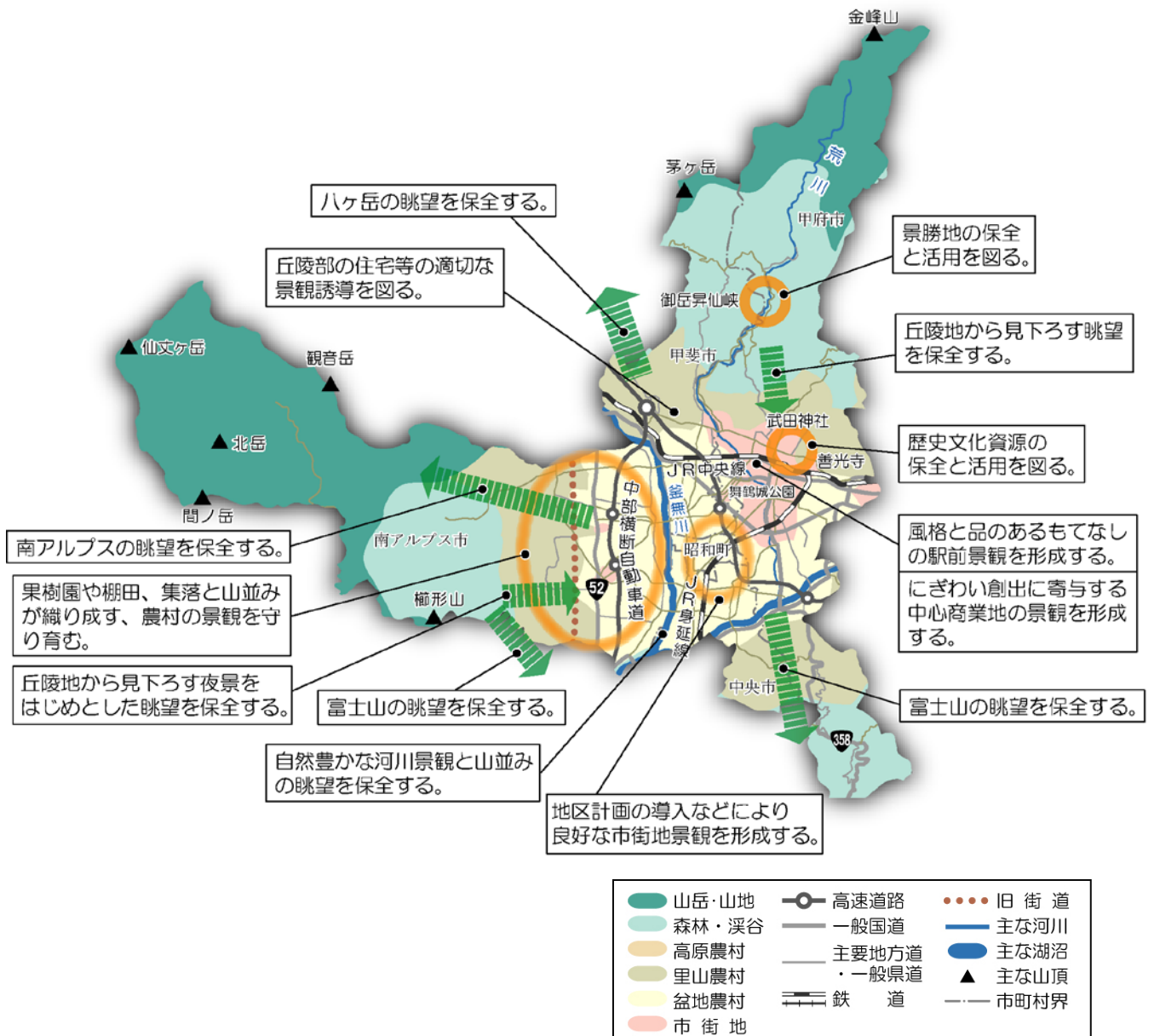
- ・ ももやさくらんぼ等の果樹園や棚田、集落と山並みが織り成す農山村の景観を守り育む。



南アルプス市中野の棚田



釜無川と八ヶ岳



峡中地域の景観形成方針図



舞鶴城公園(甲府城稲荷櫓)



丘陵部の住宅地

③ 峡東地域の景観形成方針

ももやぶどう等の果樹の中心産地であり、ワイン発祥の地である勝沼ぶどう郷や、大菩薩峠・西沢溪谷などの山岳観光や石和温泉、また武田家ゆかりの名所・旧跡など、自然に恵まれた歴史的文化遺産の豊かな地域である。

● 特徴および課題

- ・ 扇状地の斜面にぶどう棚やももの果樹園と集落が広がり、どこからでも高低差を感じる“標高差の景観”が特徴となっており、旧勝沼町と旧一宮町周辺は環境省の「かおり風景 100 選」にも選定されている。
- ・ 来訪者が中央線に乗ってトンネルをぬけると、印象的なパノラマの盆地景観が車窓に展開する。
- ・ 笛吹川フルーツ公園とこれに接続するフルーツラインは、丘陵斜面の緑と調和した良好な景観を形成するとともに、盆地景観を見晴らす眺望の場となっている。
- ・ 石和温泉郷や春日居温泉郷、塩山温泉郷等にはホテルや旅館等が建ち並び、温泉情緒たどよう旅館街の景観が形成されている。
- ・ 笛吹市芦川地区の石垣の段々畑と調和した“かぶと造り”の民家集落等、風情ある山里の集落景観が形成されている。
- ・ 恵林寺や大善寺、清白寺等に代表される数多くの神社仏閣や万力林等の歴史文化資源は、歴史と文化を感じさせる落ち着いた景観を形成している。
- ・ 笛吹川上流部の山地は秩父多摩甲斐国立公園に含まれており、西沢溪谷に代表される四季折々の自然景観が楽しめる。
- ・ 大菩薩嶺から裂石温泉、雲峰寺周辺にかけて、自然と歴史的建造物が織りなす落ち着いた眺望景観が広がっている。
- ・ 果樹園等の集まる主要道路沿いには、観光農園などの案内看板が雑然と掲出されており、果樹園景観に配慮した看板のデザイン化や統一化が求められる。



斜面に広がる果樹園と集落



大善寺 薬師堂

● 景観形成方針

果実と歴史・文化の香りただよう丘の景観**ぶどう棚ともも畑の景観を守り育む**

- ・ 丘の斜面に広がるぶどう棚が織りなす景観やピンクの絨毯を敷きつめたような春のもも畑の景観を守り育むとともに、周辺の建築物等に対する適切な景観誘導を図る。
- ・ ぶどう園などの案内看板について、果樹や丘の緑と調和する落ち着いたデザインにする等、来訪者をもてなす沿道景観の形成を図る。

来訪者をもてなすパノラマ景観を保全する

- ・ JR 中央線や中央自動車道の車窓に展開する、印象的なパノラマ景観を保全する。
- ・ フルーツ公園から見下ろす盆地の夜景を、県民や企業等の協力の下に、新日本三大夜景の一つとして守り育む。

歴史・文化や自然と調和した景観資源を守り活かす

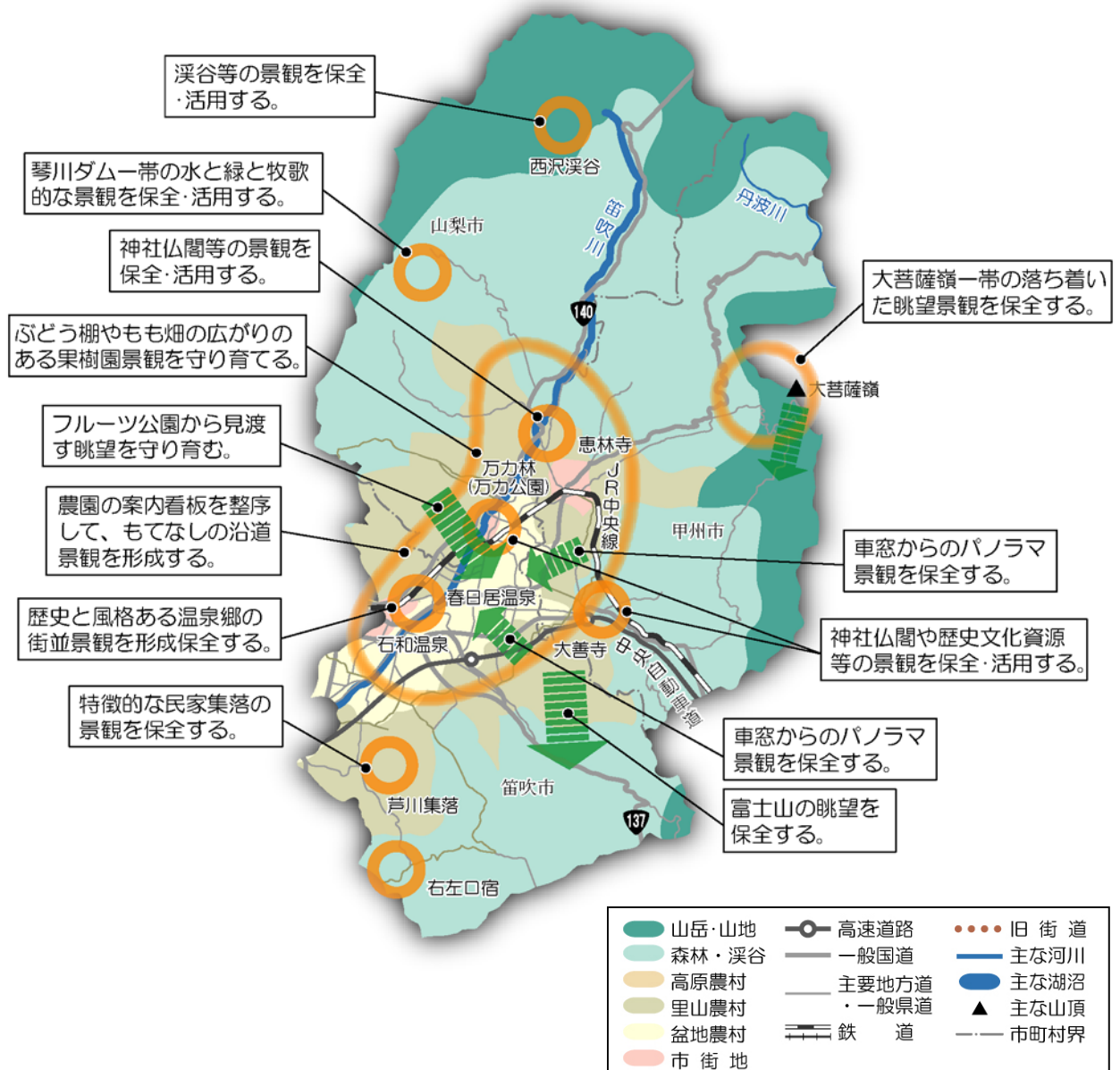
- ・ 恵林寺や大善寺に代表される数多くの神社仏閣や万力林等の歴史文化資源と、溪谷等の景勝地を保全するとともに、観光資源としての活用を図る。
- ・ 温泉宿等の建築物の形態意匠等の誘導や沿道の修景等により、歴史と風格を感じる温泉郷の街並景観の保全と形成を図る。
- ・ 地域固有の特徴的な民家集落について、PR の推進や県民共有の財産としての意識醸成を図ること等により、景観の保全を図る。
- ・ 琴川ダム一帯の水と緑と牧歌的な景観を保全するとともに、観光資源としての活用を図る。



笛吹市のもも畑



JR 中央線からの車窓景観



峡東地域の景観形成方針図



フルーツ公園から見下ろす夜景



石和温泉街

④ 峡南地域の景観形成方針

本県の南端に位置し、西に南アルプス、東に富士山を仰ぎみる富士川流域の水と緑の豊かな山間地域である。

過疎化や高齢化が県内で最も進んでいる地域であるが、伝統文化や地場産業を活かした地域振興が進められている。

● 特徴および課題

- ・ 富士川を挟んで兩岸に迫る森林や溪谷は、深山幽谷の景観を形成している。
- ・ 岩肌や礫河原のある富士川の急流と周囲の山々が織り成す、雄大な自然景観が見られる。
- ・ JR 身延線の車窓に緑豊かな溪谷や森林の景観が展開する。
- ・ 白鳳溪谷や大柳川溪谷、妙連の滝等、富士川に流れ込む大小の溪流や滝は、四季を感じる潤いのある景観を形成している。
- ・ 北岳や間ノ岳等の雄大な南アルプスの眺望や、安倍峠や七面山等の高所から眺める富士山は絶景である。
- ・ 身延山は、心のふるさととして、また富士山や南アルプスの眺望の場として、ランドマークとなっている。
- ・ 身延川の狭小な河岸段丘には、身延山久遠寺をはじめ宿坊や三門、総門などの景観資源が豊富であり、森林に囲まれた荘厳な参道景観がみられる。
- ・ 伝統的な民家集落が残る身延町の湯之奥集落や久那土大草集落等をはじめとした山峡の集落は、素朴で落ち着いた農山村の景観を形成している。
- ・ 川沿いの段丘や山裾の傾斜地に、棚田や茶畑等の美しい田園・農村景観が形成されている。
- ・ 鎌倉時代以降の著名な温泉郷である下部温泉街は、下部川沿いの谷間に湯治場の雰囲気に残る街並みを形成している。



身延山からの眺望



身延山久遠寺

山紫水明の素朴な山里の景観

森林と溪谷を中心とした自然景観を守る

- ・ 深山幽谷の森林・溪谷の景観と、富士川の雄大な河川景観を保全する。
- ・ 建築物の屋根の色彩等の景観誘導等により、身延山や七面山等の高所から見下ろす眺望や、富士川越しに見上げる眺望の保全を図る。
- ・ 平塩の丘等の市街地周辺の丘陵地から見渡す、甲府盆地や八ヶ岳等の眺望を保全する。

生活や風土に根ざした景観を守り育む

- ・ 山間の斜面に広がる棚田や茶畑の景観や、スギやヒノキの人工林の景観など、風土に根ざした農林業の景観を保全・継承する。
- ・ 人材育成や祭事場所の修景整備等を通して、「南部の火祭り」や「神明の花火大会」等の伝統行事を地域固有の景観として大切に守り育む。

水と緑と調和した歴史的な景観を形成する

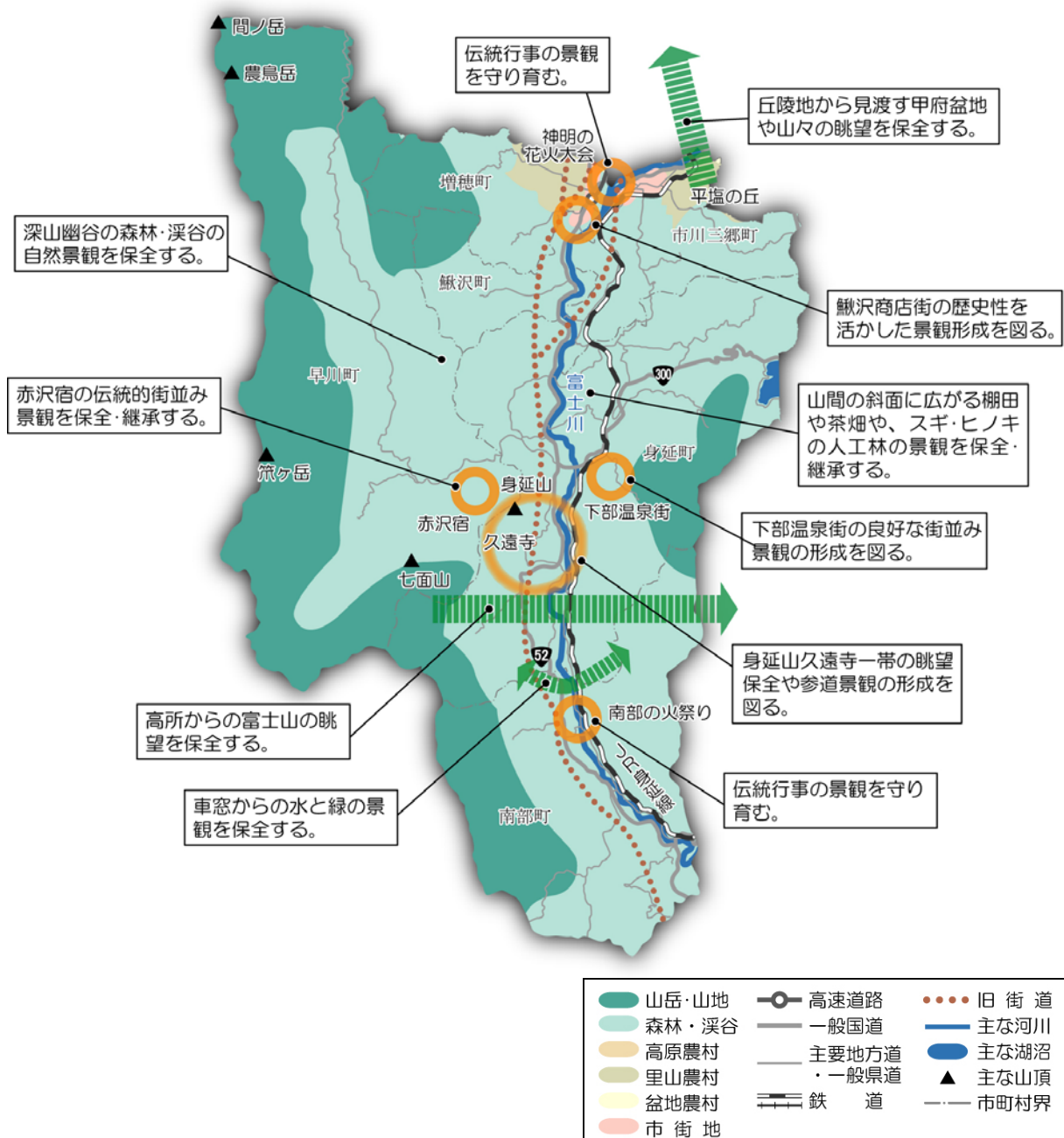
- ・ 身延山久遠寺一帯は、町並みの整序や身延川沿いのみちの修景等により、参拝者へのもてなしに配慮した参道景観の形成を図る。
- ・ 宿泊施設の景観誘導や電線類の地中化等により、周囲の自然と調和した下部温泉街の良好な街並み景観の形成を図る。
- ・ 身延山久遠寺と霊山七面山を結ぶ参道の斜面に形成された赤沢宿について、伝統的な街並みの保全・継承を図る。
- ・ 富士川の舟運の名残をとどめる土蔵造りの商家が点在する国道 52 号沿いの鰍沢商店街は、歴史性を活かした商店街の景観形成を図る。



南部町の茶畑



下部温泉街



峡南地域の景観形成方針図



早川町早川溪谷



身延山門前町

⑤東部地域の景観形成方針

東部地域は県内の他の地域と異なり、相模川水系の流域となり、切り立った山地を東へ流れる渓谷が大きな特徴である。

また、狭い渓谷沿いを東西に JR 中央線、国道 20 号(甲州街道)、中央自動車道が走っており、鉄道や道路を移動しながらの車窓景観が特徴的である。また、旧甲州街道沿いには野田尻宿や上野原宿などが古い宿場町の面影を残している。

● 特徴および課題

- ・ 大菩薩嶺や道志山塊等の急峻な山々は、桂川や道志川等の河川の兩岸に迫り、急峻な斜面を豊かな森林が覆う険しい山地景観を形成している。
- ・ 大月市は、緑豊かな山林や大小の河川、市の“秀麗富嶽十二景”に代表される雁ヶ腹摺山等の山頂から見た富士山の眺望など、良好な自然景観に恵まれている。
- ・ 小菅村には 70 にものぼる清冽な湧水の景観が見られ、北側には大菩薩峠に代表される 1000～2000m級の峰が続き、勇壮な姿を背景とした山岳風景が形成されている。
- ・ 猿橋は日本三奇橋の 1 つであり、桂川の渓谷美と一体となり多くの観光客を魅了している。
- ・ 丹波川はナメトロ等の岩盤が突出した変化のある深い渓谷を形成している。
- ・ 丹波山村の集落の背後にはソバ畑が広がり、初秋には斜面一面に白い花が咲き誇る。
- ・ 川や道沿いの狭小な平地や斜面地に、素朴な集落の景観が形成されている。
- ・ 岩殿山は独立峰として大月市の中央に立地し、かがり火祭りの会場にもなっており、視覚的・心象的なランドマークとなっている。
- ・ 桂川や道志川は、あるがままの美しい溪流景観の保全とともに、釣りや水遊び、キャンプ等のレクリエーション利用と調和した水辺づくりが求められる。
- ・ 中央自動車道や JR 中央線の橋梁部等は景観的に目立つため、周囲の自然景観への配慮が求められる。



大月市の雁ヶ腹摺山からの眺望



小菅川

● 景観形成方針

いやしと憩いの風光明媚な溪谷景観**緑豊かな山地景観を保全する**

- ・ 自然公園法や森林法等の法規制を活用し、大菩薩峠や道志山塊等の勇壮な山地景観を保全していく。
- ・ 山頂等の高所からの富士山の眺望を今後も守り継承するとともに、地域の特色ある景観まちづくりに活かしていく。
- ・ 岩殿山の緑豊かな木々や雄大な岩盤等の自然景観の保全に努め、市街地からの良好な眺望を確保する。
- ・ 開発等によって樹木が途切れて山肌が見えている箇所や、コンクリートの人工的な法面等については、植栽等の推進により緑の連続性を確保する。
- ・ 高速道路や鉄道の橋梁への色彩配慮や修景植栽等により、周辺景観に配慮した大規模な構造物の良好な景観形成を図る。

清涼な水が育む景観を守り活かす

- ・ 猿橋及び桂川の景観保全に努めるとともに、猿橋周辺の街並みの景観誘導等により、溪谷美の素晴らしさを活かした観光地の魅力づくりを推進する。
- ・ 新緑や紅葉が湖面に映える深城ダム一帯の良好な景観を保全するとともに、観光資源としての活用を図る。
- ・ 小菅村の湧水を保全・活用し、地域の魅力的な景観を演出していく。
- ・ 大菩薩山麓の豊富な湧水を利用したわさび田やクレソン、水かけ菜、ソバ畑の農地景観を保全するとともに、観光資源としての活用を図る。

宿場の面影を活かした景観を形成する

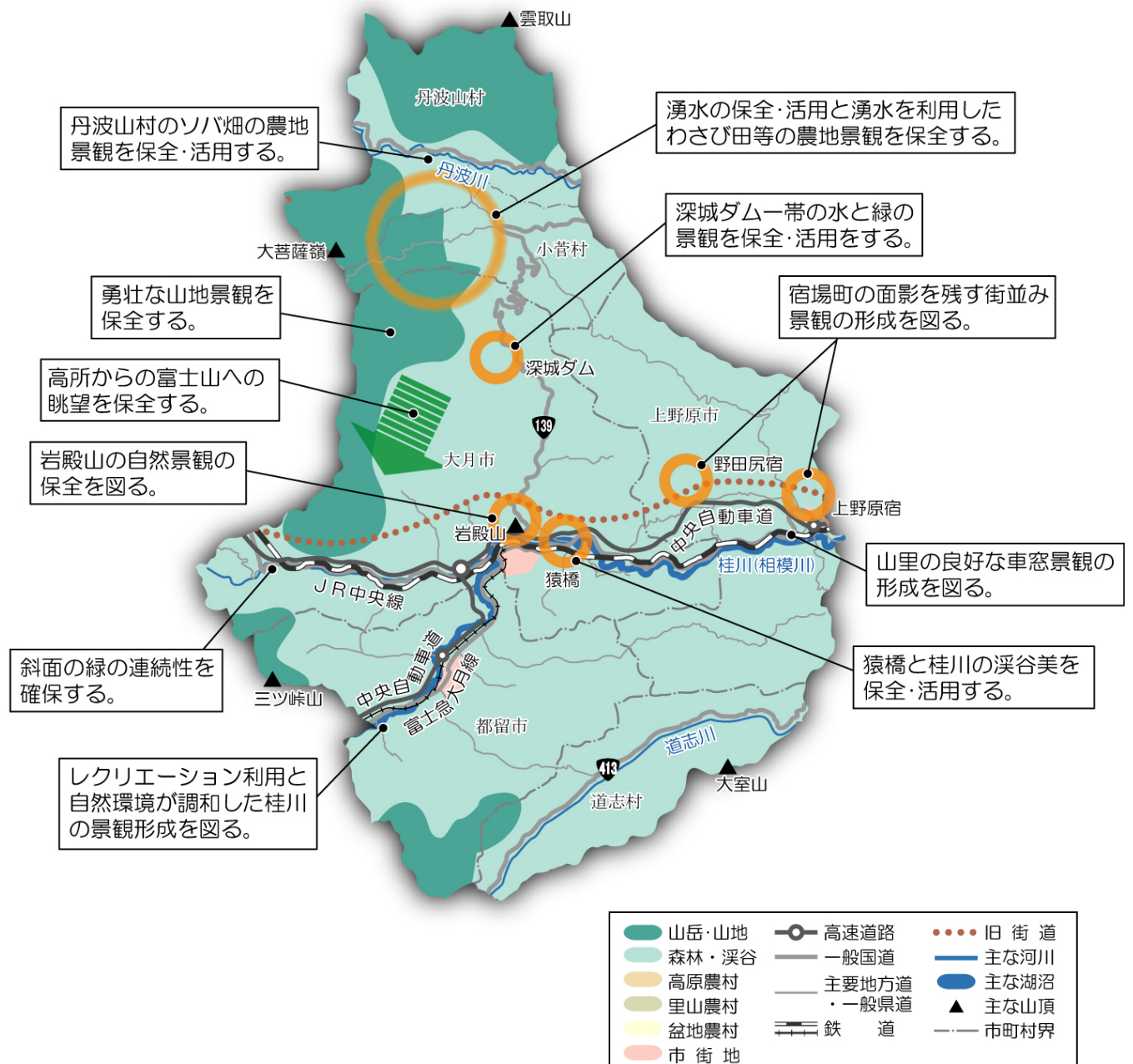
- ・ 宿場町の面影を残す野田尻宿や上野原宿の歴史的な建築物等を保全するとともに、街並み景観の形成を推進する。



わさび田



猿橋



東部地域の景観形成方針図



深城ダム



野田尻宿

⑥富士五湖地域の景観形成方針

世界に名高い霊峰富士山を背後に控え、富士五湖や青木ヶ原樹海に代表される自然環境を有する地域である。

本地域では、富士山の世界文化遺産登録に向けた様々な取り組みが進められている。

● 特徴および課題

- ・ 富士山の山体を中心とし、富士山の火山活動にまつわる富士五湖や青木ヶ原樹海、信仰にまつわる神社・登山道・湧水等が一体となり、文化的景観を形成している。
- ・ 本栖湖の湖畔は代表的な富士山の眺望地点であり、千円札の図柄にも使われている優美な富士山の全景を望むことができる。
- ・ 忍野村には茅葺屋根の民家が点在し、周囲の山々と一体となった地域固有の景観が形成されている。
- ・ 富士山の世界文化遺産登録に向けて、富士五湖地域における関係市町村は、一層密接な相互連携と県との協働が求められる。
- ・ 市街地および周辺に立地するホテルやリゾートマンション等の中には、富士山の眺望を阻害する施設もみられる。
- ・ 雑然とした看板標識類や電線電柱は、富士山の眺望を阻害している。
- ・ 山の稜線や山腹の緑の景観を阻害する、別荘等のリゾート施設がみられる。
- ・ 富士五湖周辺のホテルやキャンプ場、ボート乗り場等のレクリエーション施設は、湖畔周辺の自然景観との調和が求められている。
- ・ 湖岸の道路沿いには、景観への配慮が希薄なコンクリート法面やガードレールがみられ、周辺の自然景観が阻害されている。
- ・ 湖岸道路沿いは水際に立地する駐車場がみられ、湖面景観の視点場を占有するとともに、良好な湖面景観を阻害している。
- ・ 不法投棄されたごみにより、良好な自然景観が損なわれている場合がある。
- ・ 忍野八海周辺の土産物店や民宿、駐車場等の観光施設は、周囲の自然景観と調和した看板や建築物のデザイン統一等が求められる。



本栖湖越しの富士山



新名庄川から富士山

● 景観形成方針

国際観光リゾート地にふさわしい自然と文化の調和した景観

富士山と富士山麓の景観を保全する

- ・ 富士山体および富士山にまつわる文化的資源を一体的な景観として保全を図り、世界文化遺産登録を推進する。
- ・ 大規模建築物等の適切な景観規制・誘導や地域全体の電線類の地中化等の推進により、富士山の眺望を保全する。
- ・ 山麓の樹林等との調和に配慮した、別荘等のリゾート施設の景観形成を図る。
- ・ 夏季の冷涼な気候を活かした酪農や高原野菜などの、農地景観の保全を図る。
- ・ 富士五湖周辺の宿泊施設やレクリエーション施設について、周囲の自然景観と調和した秩序ある景観形成を図る。
- ・ 湖岸道路沿いの駐車場については、景観に配慮した施設配置や修景植栽等により、水際の視点場保全と湖面景観の保全を図る。

来訪者をもてなす景観形成を図る

- ・ 景観意識の改善やまちかどの美化・清掃に努め、観光リゾート地にふさわしいもてなしの景観形成を図る。
- ・ 看板標識類の規制・誘導、除去や、景観に配慮した防護柵の採用等により、良好な道路・沿道景観を形成し、周辺の自然景観との調和を図る。

忍野八海周辺の良好な景観形成を図る

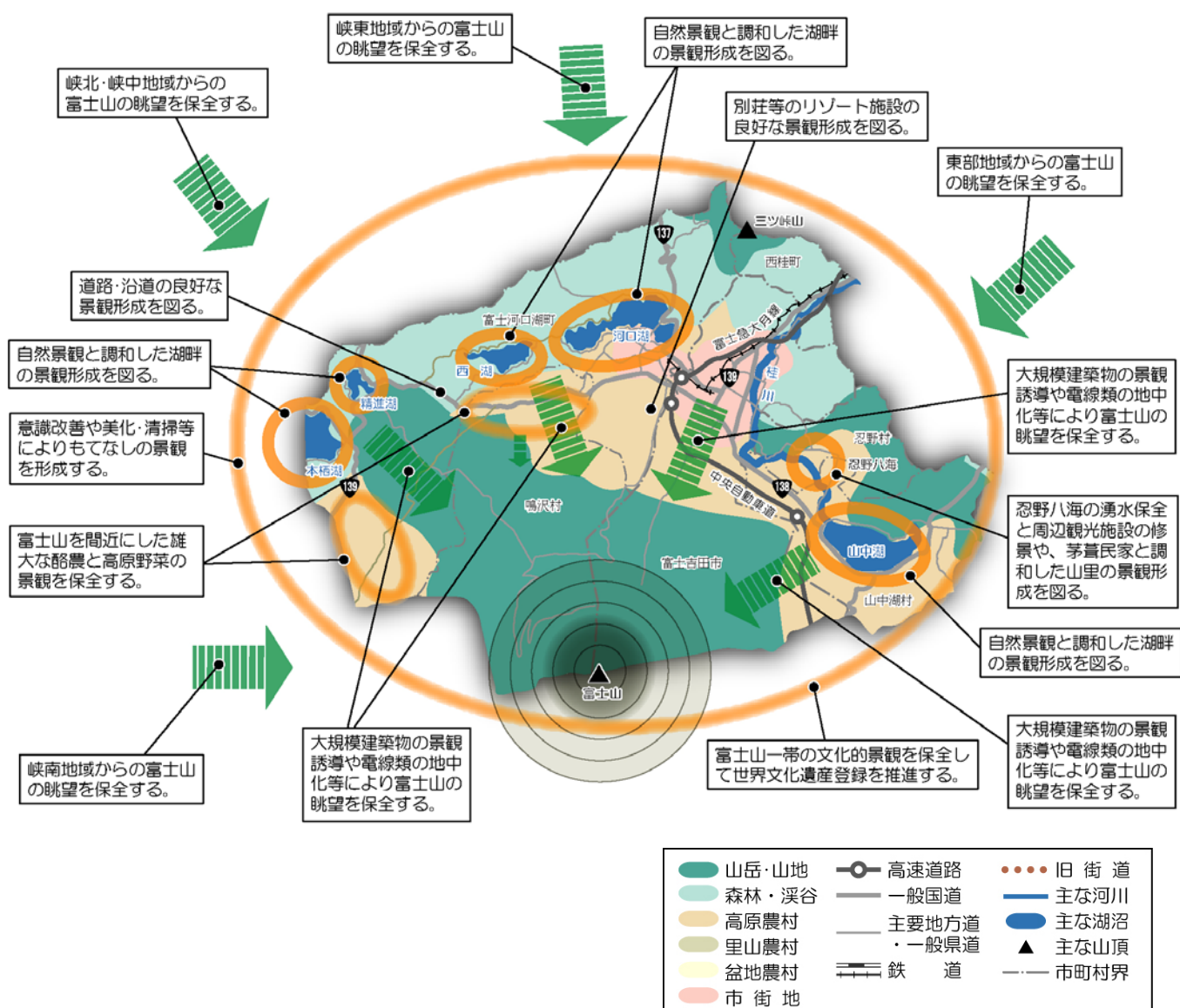
- ・ 忍野八海の湧水を保全するとともに、周辺の建築物や看板等のデザイン統一化等により、周囲の自然景観と調和した観光地景観の形成を図る。
- ・ 忍野村の茅葺屋根の民家を保全するとともに、これとの調和に配慮した周辺の建築物の景観誘導により、良好な山里の景観形成を図る。



富士河口湖のラベンダー



青木ヶ原樹海



富士五湖地域の景観形成方針図



新倉山浅間公園から見下ろす市街地と富士山



忍野八海(湧池)

第4章

景観形成の推進に向けて

4-1. 景観形成推進の考え方

山梨県における景観形成の推進に向けては、県や市町村、事業者、住民、NPOなどのそれぞれの役割に応じ、みんなで協働しながら山梨の景観を「守り」「創り」「育む」ことで、ふるさとへの誇りや愛着が醸成されるだけでなく、来訪者に感動をもたらす景観づくりにつなげていくことが必要である。

このような取組みの中では、特に

- 双方向性
 - … 行政と県民相互の情報交換や参加のしくみを用意すること
- 継続性
 - … できることから行動に移し、継続して取り組むこと

が重要であり、以下の道筋により持続的・発展的な景観づくりを推進していく。

ステップ1：山梨らしさを知りみんなで共有すること

初めに、景観づくりに関わるすべての人が、第2章、3章で示した県土の景観特性・課題や景観形成の基本方針を理解し、共有することが必要である。

そのため、県は、本ガイドラインを説明会やホームページ等の多様な手段を用いて効率的にPRすることが重要である。市町村は、住民等と協働して「地域を知る」機会をつくりながら、景観計画を策定する。住民やNPO等は、まち歩き等に参加して、本ガイドラインや市町村の景観計画の内容を、自分自身の目で見て触って感じることで、そのことを通じて地域の景観を見つめる感性を育むことが重要である。

ステップ2：景観づくりを実践する

普段見慣れている地域の景観は、一朝一夕に形成されたものではなく、長い時間の積み重ねにより形成されてきた。そこには、地域の歴史や住む人のモラルが重なっている。つまり、美しい県土づくりには長い年月を要する。

このため、景観づくりに係る時間や労力を惜しまず、次のような取り組みを継続的に行っていくことが重要である。

●景観の阻害要因を取り除く

ケバケバしい看板や、視界をさえぎる電線・電柱、ゴミの不法投棄やポイ捨て等、マイナスの景観阻害要因を改善・除却することにより、山々や果樹園などの山梨らしい景観をよく見えるようにする。

●良質な景観を創造する

住民が暮らしやすく、また来訪者から見ても魅力的なまちを形成するために、周辺環境に調和した建物の整備や街並みの統一、まち中への緑化の導入を行い、景観の質を高める。さらに、地域振興や観光振興に寄与する積極的なデザインの推進や、歴史的建造物の保全・復元、良好な景観をゆっくりと眺められる視点場の発掘・整備を合わせて行う。

新しくデザインされる施設やまちづくりにおいては、地域の景観特性を十分に踏まえるとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が快適で安全に感じられる整備を行う。

●暮らしを通して景観を育む

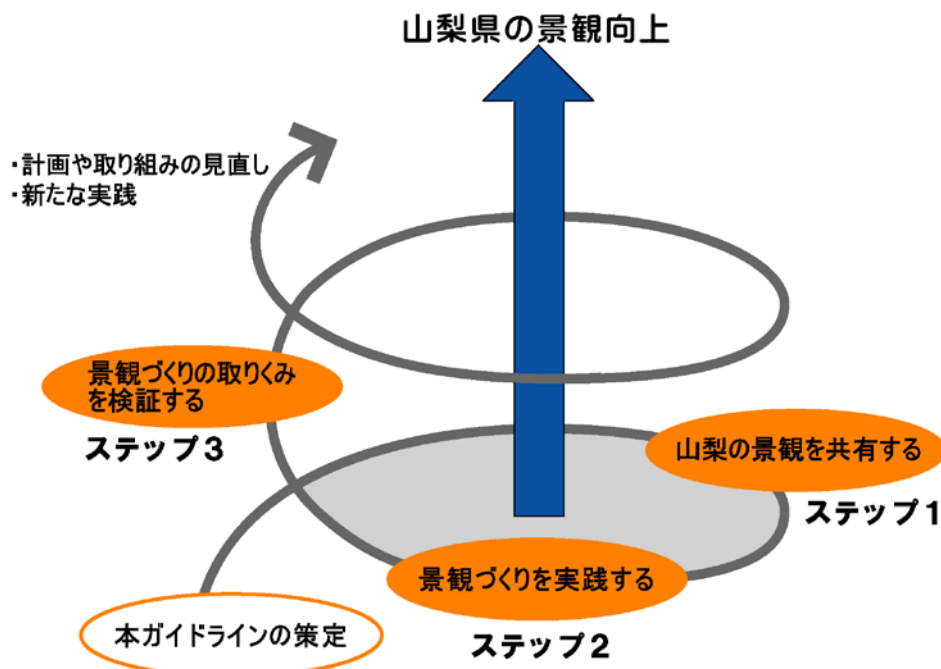
住民等の合意により、街並み景観等に関するきめ細かな自主的ルールをつくり、みんなで守っていく。また、これまでに培われてきた森林や里山、農地、歴史的街並み等の景観について、適切に維持管理の手を加えながら、後世に継承していく。さらに、自宅の庭木や生垣の手入れにはじまり、美化・清掃や植樹・緑化、イベント舞台としての活用等、住民の自主的な活動は景観まちづくりに発展していく。

県は、市町村や住民等がこのような取組みを持続的に行っていけるような支援策の検討や支援に関わる情報提供を積極的に行っていく必要があり、市町村は、景観づくりに取り組む体制づくりを進め、住民と協働で実施できる取組みを実践していく必要がある。

ステップ3：景観づくりの取組みを検証し、次の取組みにつなげる

景観づくりは、建物やルールをつくれば、終わるものではなく、そこで生み出された景観が本当に地域の特性に合ったものなのか、暮らしやすく、来訪者から見ても魅力的なものかどうか、検証することが重要である。もし、適切な景観づくりが実現していないのであれば、問題点の抽出を行った上で、新たな改善策につなげていかなければならない。

そのため、県と市町村と住民等は協働して、検証の仕組や体制等を検討していく。



4-2. 景観形成の役割分担

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されており、地域住民の生活に密接に関連した課題である。このことから、良好な景観形成には、地域住民の理解と協力が不可欠である。ひいては住民自らが景観形成の主役となり、市町村との協働のもとに自主的に行動することにより、景観はより一層、魅力的に磨かれ、輝き続ける。以上のことから、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。

このため県は、市町村が地域住民と連携してきめ細かな景観形成を主体的に進めることができるように支援を行う。さらに、住民・事業者等と連携し、総合的な見地から県土の景観形成に積極的に取り組むことにより、住民はもとより、県外からの来訪者にとっても魅力ある活力に満ちた美しい県土づくりに努めていく。

山梨県の役割

1) 全県的な景観形成の指針提示

県土全体の景観形成の方向性や総合的な施策の展開方策を示した「美しい県土づくりガイドライン」を提示する。

2) 市町村景観行政への支援

- ・市町村が景観法に基づく景観行政団体に移行するにあたり、技術支援や情報提供等の支援を行う。
- ・市町村が景観行政団体に移行するまでの間、県の景観条例等に基づく制度を活用して市町村の景観行政を支援する。

3) 広域的な景観形成の推進

市町村域を越えた広がりや繋がりを有する山や河川、道路等の景観について、市町村と連携して広域的な景観形成を推進する。

4) 公共事業を通じた良好な景観形成

公共事業は地域の景観形成に非常に大きな影響を及ぼすものであるため、景観に配慮した公共施設整備を積極的に推進し、県土の良好な景観形成の先導的役割を果たす。

5) 住民や事業者、NPO等の支援

- ・景観に関わる情報提供や、住民や事業者等の景観意識の啓発を行う。
- ・住民等が景観形成に参画するための場をつくり提供する。
- ・景観形成を担う住民やNPO等の人材を育成する。

市町村の役割

1) 身近な景観形成の主体的推進

- ・景観行政団体へ積極的に移行する。
- ・景観法等の制度を活用して景観形成を推進する。
- ・広域的な景観行政に関して、県や隣接市町村と連携する。

2) 公共事業を通じた良好な景観形成

地域の景観特性に配慮した公共施設整備を実施し、公共事業を通して地域の良好な景観形成を先導する。

3) 住民や事業者等の支援

- ・景観に関わる情報提供や、住民や事業者等の意識啓発を行う。
- ・住民等が景観形成に参画するための場をつくり提供する。
- ・景観形成を担う住民やNPO等の人材を育成する。

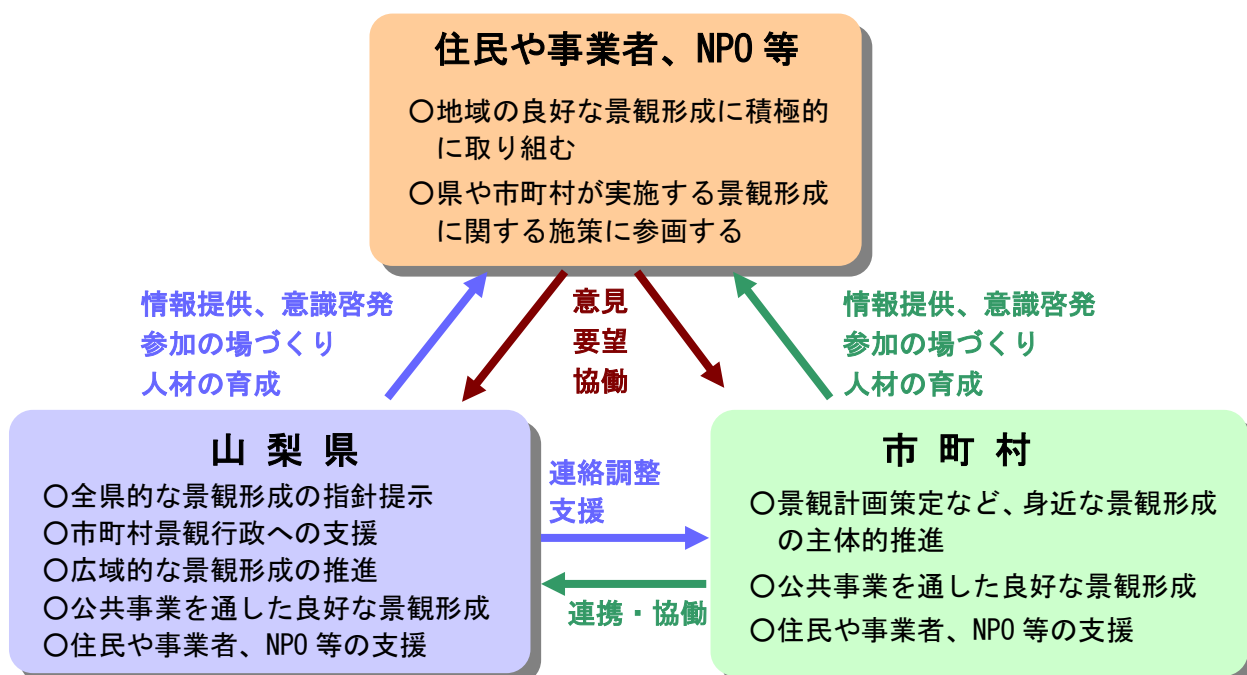
住民や事業者、NPO等の役割

1) 地域の良好な景観形成に積極的に関与する

- ・住まいや事業所などの私的な建築物等について、地域の自然や街並みに配慮した自主的な景観形成に取り組む。
- ・日頃から景観形成に対して関心を持つとともに、モラルの向上を心がけ、美化・清掃活動への積極的な参加をはじめ、まちづくり活動に主体的に取り組む。

2) 県や市町村が実施する景観形成に関する施策に参画する

県や市町村が展開する景観施策について、検討の場への参加や自主的な提案等を行うとともに、実践活動への参加や景観形成ルールの遵守等を通して、行政が実施する景観形成に関する施策に参画する。



4-3. 景観形成推進方策と体制

(1) 県の景観形成推進方策

①全県的な景観形成の指針提示

「美しい県土づくりガイドライン」において、景観法を考慮した県土全体の景観形成の方向性や総合的な施策の展開方策を示す。

②景観形成に向けた規制誘導

○山梨県景観条例

市町村が景観行政団体に移行し景観計画を策定するまでの間、山梨県景観条例により景観形成の推進を図る。

○屋外広告物

主要な駅周辺や沿道、観光地周辺などにおいて、それぞれの景観を良好なものにするために必要な屋外広告物法（条例）による規制・誘導を進めるとともに、条例が適正に執行されるよう指導・取締りを行う。

○風致地区

都市の風致を維持するため、県内10箇所に定められた都市計画法に基づく風致地区において、建築物の建築、土地の造成、木竹の伐採等を適正に誘導する。

○景観に関する諸制度の活用

自然公園法や都市計画法、森林法、農地法、文化財保護法など土地利用に関係する法令や景観資源の保全につながる法令などを効果的に活用し、景観形成を推進する。【詳細は（3）規制・誘導方策にて記載】

③市町村景観行政の支援

○市町村への情報提供

市町村の特色ある景観づくりを支援するため、必要とする情報や手法等の提供を行う。

○景観計画策定への助成

市町村の景観行政団体への移行及び景観計画策定を促すため、景観計画の策定に要する経費に対して助成する。

○景観アドバイザーの活用

市町村の景観づくりに関する勉強会等において、専門家の助言や指導が必要となる場合に、そのニーズに合った各分野の専門家である景観アドバイザーを派遣する。

④広域的な景観形成の推進

市町村域を越えた広がりや繋がりを有する山や河川、道路等の景観について、広域的な景観形成を推進するため、関係市町村間の調整を図るとともに、勉強会等において情報提供や技術的支援を行う。

⑤公共事業を通じた良好な景観形成

○景観形成に資する公共事業の推進

電線類地中化事業等をはじめとする景観に配慮した公共事業を積極的に推進し、県土の良好な景観形成を図る。

○美しい県土づくりガイドラインの活用

「第5章公共事業に関する景観形成」の基本事項や配慮事項等に基づき、地域の特性に応じた景観への配慮等を行うことにより、地域の景観形成を先導する。

○景観アドバイザーの活用

地域の景観形成に影響がある公共事業については、景観の専門家であるアドバイザーの意見を参考にするなど、景観に配慮した事業の推進に努める。

○取り組み事例集の作成及び研修会の開催

取り組み事例集を作成しホームページ等で公表するとともに、研修会等の実施により、公共事業による質の高い地域に密着した景観形成の推進を図る。

⑥景観づくりの普及啓発

○景観に関するポータルサイトの開設

県のホームページに景観ポータルサイトを開設し、景観に関係した各種情報や先進事例、最新の助成制度等の紹介を行う。

- (参考) ・HP「富士の国やまなしフィルムコミッション」にて、約800点の県内ロケーション写真を公開 (<http://www.pref.yamanashi.jp/fc/top.php>)
- ・HP「富士の国やまなし観光ネット」にて、約600点に及ぶ県内の観光名所を中心とした写真を公開 (<http://www.yamanashi-kankou.jp/index.html>)

○景観セミナーの開催

市町村職員や住民を対象に、景観に関する意識の向上を図るため、景観に関する専門家を講師に招きセミナーを開催する。

○建築文化賞の表彰

地域の周辺環境に調和し、景観上及び機能的に優れている建築物等を表彰することにより、文化の香り高い魅力のあるまちづくりに対する意識の高揚を図る。

○やまなし農村風景写真コンクールの表彰

農村の四季の移り変わり、地域農業のありさまなどの写真を集めた「農村風景の写真コンクール」により、魅力ある農村景観の普及を図る。

○日本風景街道の推進

地域が主体となり、地域固有の景観、自然、歴史、文化などを有効に活用し、美しく味わいのある地域と「道」空間づくりを目指した取り組みを、国土交通省では「日本風景街道」として進めており、本県では「八ヶ岳南麓風景街道」と「ぐるり富士山風景街道」の2ルートが登録されている。この取り組みを活用し、住民と市町村と県の協働による景観づくりを推進する。

○県庁出前講座の開催

自治会・企業・サークル等の集まりなどを対象に、職員が直接出向いて「景観づくり」をテーマに意見交換を行う。

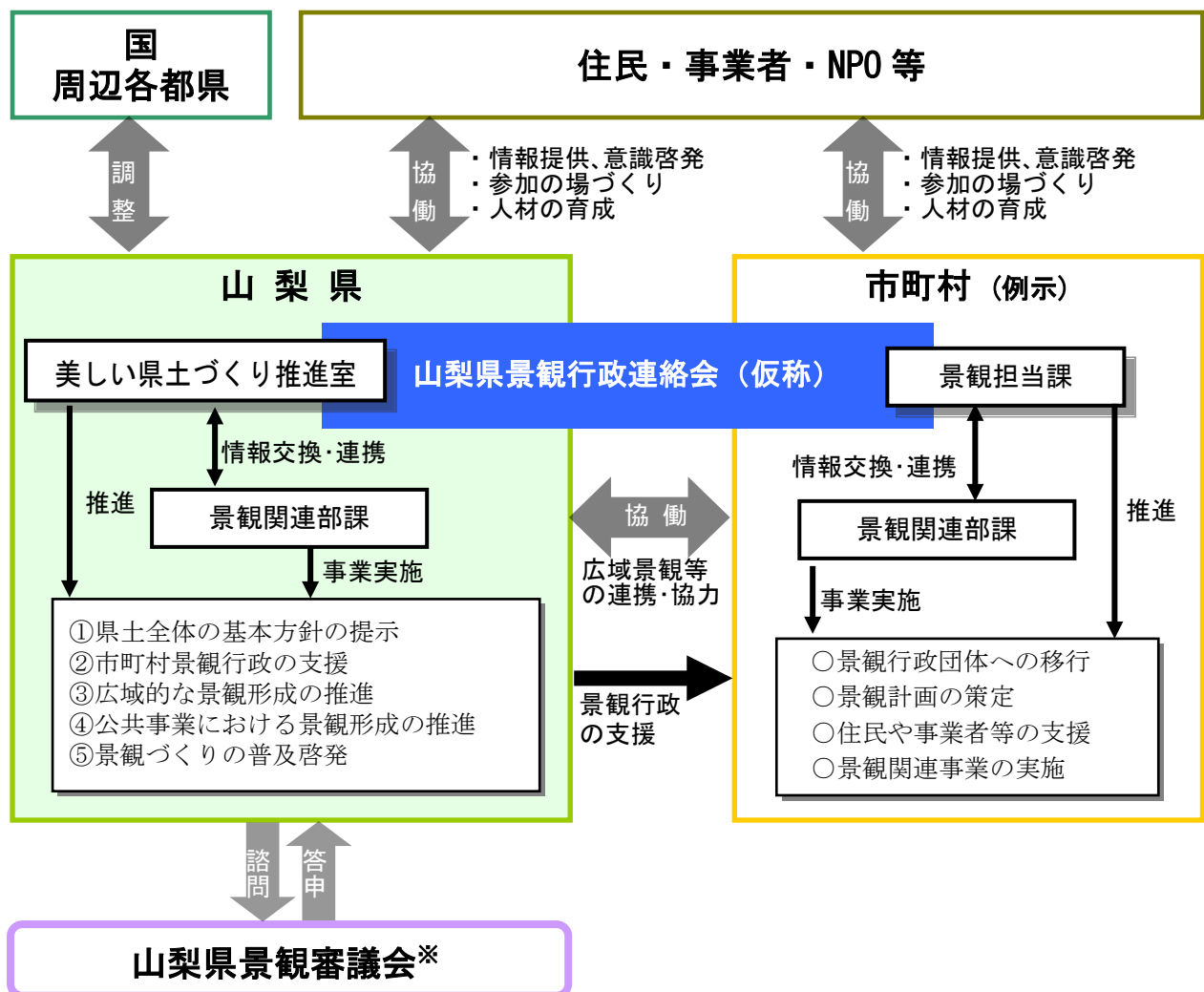
○景観教育の普及

子供の頃から身近なまちや良好な景観に対する関心をもたせ、ひとりひとりの景観に対する意識を高めることが必要なため、子供を対象にした景観教育の推進していく。

(2) 景観形成の推進体制

景観形成の推進体制は、山梨県が推進するものと各市町村が独自に推進するものとが両輪となり、さらにその両者を結ぶ景観行政連絡会を機能させることで全体の役割分担を明確にしていく。

景観行政連絡会は、県と市町村で構成し、景観に関する情報交換や県と市町村の景観施策等の緊密な調整・連携を図る場として開催する。



※山梨県景観審議会は、平成2年の景観条例に基づき景観形成に関する重要事項を調査、審議するため知事の附属機関として設置された。委員は学識経験者や団体代表等（15名以内）で組織されている。

(3) 規制・誘導方策

自然公園法や都市計画法、都市緑地法等の関連法制度を適切に活用し、景観形成を推進していく。

表 景観形成関連法制度

関連法制度		法制度の活用目的（効果）								県での適用状況
		景観形成のルールをつくる				大切な景観を守り育てる				
		る ル ン や 色 彩 等 の 決 め	建 物 の デ ザ イ ン	る ル ー ル を 設 け る	壁 面 後 退 等 の 高 さ や	看 板 や 屋 外 広 告 物 等 に 関 する ル ー ル を つ く る	景 観 の 核 と な る ま ち な み を 保 全 す る	景 観 的 コ ン シ デ ン ス を 保 全 す る	全 ・ 創 出 す る	
自然公園法	特別地域	●	●					●		○
	特別保護地区							●		○
	普通地域		●					●		○
富士箱根伊豆国立公園普通地域内建築物設置指針		●	●					●		○
山梨県立自然公園条例	特別地域	●	●					●		○
	普通地域		●					●		○
山梨県自然環境保全条例	自然保存地区（特別地区）		●					●		○
	（普通地区）		●					●		○
	歴史景観保全地区他		●					●		○
山梨県景観条例		●	●					●	●	○
	景観形成地域	●	●			●		●		○
	景観形成住民協定	●	●	●		●	●	●		○
森林法	保安林							●		○
都市計画法	風致地区	●	●					●		○
	高度地区		●					●		—
	地区計画	●	●			●		●	●	○
	特別用途地区					●				○
建築基準法	建築協定	●	●			●				○
	連担建築物設計制度					●				—
屋外広告物法	山梨県屋外広告物条例			●						○
都市緑地法	市民緑地							●		—
	緑地保全地域							●		—
	特別緑地保全地区							●		—
	緑化地域							●		—
	緑化施設整備計画							●		—
	緑地協定							●		—
生産緑地法	生産緑地地区							●		—
文化財保護法	重要文化的景観					●		●	●	—
	登録有形文化財（建造物）						●			○
	重要伝統的建造物群保存地区					●	●			○
景観法	景観計画	●	●	●		●	●	●	●	—
	景観重要建造物					●	●			—
	景観重要樹木							●		—
	景観協定	●	●	●		●	●	●		—
	景観地区（準景観地区）	●	●			●				—
	景観重要公共施設						●	●	●	—
	景観農業振興地域整備計画							●		—
歴史まちづくり法	歴史的風致維持向上計画					●	●	●	●	—
	歴史的風致維持向上地区計画	●	●			●	●	●	●	—
	歴史的風致形成建造物					●	●			—

(4) 国や県による支援方策

県各部局の関連施策および国の景観関連の助成事業を活用し、地域の必要性に応じて良好な景観形成に資する支援を推進していく。

景観構成要素ごとの主な支援方策を以下に示す。

景観 構成要素	主な支援方策		所 管
	名 称	概 要	
山の景	造林事業の推進	木材生産及び森林の有する多面的機能の発揮のため、民有林及び県有林において計画的に間伐などの森林整備を推進	森林整備課・ 県有林課
	保安林整備事業の推進	保安林の適正な管理を行い、公益的機能を高度発揮させるため、植栽、本数調整伐、下刈り等を推進	県有林課・ 治山林道課
	環境公益林整備推進	水源かん養等公益的機能を高度に発揮させるため、手入れ不足により荒廃した私有林を公的関与により整備	森林整備課
	低コスト間伐システムの推進	間伐を推進するため、低コストで耐久性の高い作業路の整備を推進	森林整備課
	松くい虫防除対策の促進	松くい虫による被害を防除するため、駆除及び予防対策	森林整備課
	路網整備の推進	森づくりを支える山村の活性化と効率的な林業を推進するため、林内路網を整備	森林整備課・県有 林課・治山林道課
	担い手確保対策の推進	森林整備の担い手である林業労働者の確保のため、労働環境の整備を図るとともに森林組合等林業事業体の育成	林業振興課
	企業や団体による森づくり活動の推進	企業や団体をはじめ、県民総参加による森づくりを推進するため、森づくり活動の相談窓口として、関係機関との連絡調整や活動場所の紹介、森づくりに関する企画の提案等の活動を支援	みどり自然課
	学校林を活用した森林環境教育の推進	児童・生徒への森林環境教育を実践するため、学校林の整備を促進するとともに、活動プログラムの企画、提案や情報提供などの支援	みどり自然課
	山岳地域等の自然保護活動の推進	山岳地域等の貴重な環境を保全するため、公募による自然監視員の配置や山岳レインジャーによる監視活動	みどり自然課
	広葉樹植栽による森林整備の推進	近年、里山を中心に発生している野生鳥獣による農林業被害を未然に防止するため、保安林の改良などに当たっては、餌となる実がなる広葉樹への改植	森林整備課・県有 林課・治山林道課
	野生鳥獣の保護管理の推進	野生鳥獣による農林業被害の防止と生態系の保全を図るため、管理捕獲を実施するなど、特定鳥獣の保護管理を推進するとともに、鳥獣捕獲従事者の研修事業に対して支援	みどり自然課
	鳥獣害防止対策の強化	野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、地域ぐるみによる防止対策の推進を図るとともに、効果的な被害防止施設の整備に対して支援	森林整備課・農業 技術課・耕地課
水の景	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景の保全あるいは創出するために、河川の管理を行う。	治水課

景観 構成要素	主な支援方策		所 管
	名 称	概 要	
道の景	街路事業に関する グレードアップ	街が持つそれぞれの歴史、異なる風土による、単なる美しさをこえた街の表情を創出するために行う必要な舗装材や照明施設などのグレードアップの実施	都市計画課
	身近なまちづくり 支援街路事業	統一したまちづくりテーマを設定し、地区整備の方針、基幹的な公共施設、地区施設及び建築物等の整備に関する計画等、まちづくりに関する総合的な地区整備計画が策定されている地区において、生活空間の向上等に資する幹線道路、補助幹線街路等を体系的に整備	都市計画課
	安全で快適な道路 空間の形成	安全で快適な道路空間を形成するため、電線類の地中化や景観に配慮した道路整備の推進	道路管理課 道路整備課 都市計画課
農の景	果樹生産基盤の再 生の推進	果樹産地における生産性の向上や担い手への農地集積を図るため、果樹園の基盤整備を推進する	果樹食品流通課・ 耕地課
	農村女性の担い手 養成と起業化の促 進	将来の農業・農村の担い手を確保するため、若手女性リーダーの発掘・育成を図るとともに、農村女性の起業化を促進	農業技術課
	農業生産基盤の整 備推進	果樹をはじめとするやまなしの農業を発展させるため、農作物の栽培や出荷に適した基盤整備を推進し、果樹栽培を中心とした日本一の農業を目指す ・畑地帯の総合的な整備 ・基幹農道の整備	耕地課
	耕作放棄地の再生 活用の促進	優良農地を確保し、農村景観の保全を図るため、耕作放棄地の解消に向けた県指針を策定 また、耕作放棄地を5ヶ年で再生活用する市町村計画の策定や、計画に基づく耕作放棄地の解消対策を促進 ・県指針の策定 ・市町村耕作放棄地再生活用計画の促進	農村振興課・ 耕地課
	山村地域の景観保 全の促進	山村地域における都市と農村の交流を促進するため、市町村等が行う景観や自然環境の保全に向けた取り組みに対して支援	農村振興課
	中山間地域の多面 的機能の確保	中山間地域の農業・農村が有する国土の保全や水源のかん養などの多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき継続して農業生産活動に取り組む農業者などに対して支援	農村振興課
	美しい農村づくり 地域活動への支援	農地・農業用水などの農村の資源を守り、次代へと引き継いでいくため、地域住民の手で管理・保全・活用する活動を支援	耕地課
	就農支援対策の強 化	地域農業の維持・発展のため、青年農業者や退職帰農者、Uターン就農希望者など多様な担い手の確保・育成	農業技術課
	やまなし都市農村 交流の促進	本県におけるグリーンツーリズムの普及を促進するため、農山村地域の多様な資源を活用し、都市住民との交流活動に積極的に取り組む市町村や富士の国やまなし農村休暇邑協会の活動に対して支援	観光振興課

景観 構成要素	主な支援方策		所 管
	名 称	概 要	
農の景	野生鳥獣の保護管理の推進	野生鳥獣による農林業被害の防止と生態系の保全を図るため、管理捕獲を実施するなど、特定鳥獣の保護管理を推進するとともに、鳥獣捕獲従事者の育成事業に対して支援	みどり自然課
	鳥獣害防止対策の強化	野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、地域ぐるみによる防止対策の推進を図るとともに、効果的な被害防止施設の整備に努める	森林整備課・農業技術課・耕地課
街の景	景観形成総合支援事業	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援する事業	都市計画課
	景観形成事業推進費	景観計画の定められた事業や、景観計画区域、景観地区、風致地区など、法令に基づく景観に係る規制の対象となる地域等において行われる事業を対象として、豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進にも資する事業について、年度途中であっても積極的に支援する事業	各事業課
	まちづくり交付金	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度	都市計画課
	街なみ環境整備事業	生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図る事業	住宅課
	都市公園整備に係る補助	(都市公園事業費補助) 都市環境の保全・改善や自然との共生など、様々なニーズに対応する都市公園の整備を地方公共団体等が実施する際に、支援する事業(緑地環境整備総合支援事業) 都市公園の整備、古都及び緑地保全事業、市民緑地の公開に必要な施設整備等、多様な手法の活用により、効率的・効果的な緑とオープンスペースの確保を支援し、都市域における水と緑のネットワークの形成を推進する事業	都市計画課
	商店街活力再生への支援	商店街の活力を再生させるため、市町村や商工会等が行うイベントの開催や商店街の施設整備などに対して支援	商業振興金融課
	中心市街地活性化の促進	商業者、地域住民等による中心市街地の活性化を促進するため、中心市街地活性化協議会の構成員である商工会議所、商工会等が行う活性化事業に対して支援	商業振興金融課

景観 構成要素	主な支援方策		所 管
	名 称	概 要	
街の景	円滑な交通環境の確保	甲府市などの中心市街地やその周辺地域において、円滑な交通環境を確保するとともに、市街地の活性化や都市防災機能の向上を図るため、道路の整備を行い、魅力ある街並みを形成	都市計画課 道路整備課 道路管理課
	商店街空き店舗活用への支援	商店街の賑わいを創出し空き店舗の解消を図るため、市町村や商工会等が行う空き店舗を活用した事業などに対して支援	商業振興金融課
	身近な生活環境の整備	豊かな自然環境の中で景観などを楽しむことができる公園や水辺空間の整備。また、本県の清らかな水を守るため、下水道などの生活排水処理施設を整備	大気水質保全課 ・ 耕地課・ 治水課・ 砂防課・ 都市計画課・ 下水道課
	百花繚乱のまちづくり活動への支援	市町村のまちづくり活動の活性化や気運の醸成を図るため、創意工夫に富んだ特色あるまちづくりに関する情報を発信し、県民と行政が、まちづくりについてともに学び、考える機会を提供	市町村課
全般	緑のある風景の保全と創造	「山梨県緑化計画」に基づき、様々な手法による質の高い緑の創出や、既存の緑の保全や活用による快適な生活環境を創出するため、県有施設の緑化を進めるとともに、市町村等の公共施設に対する緑化樹の配付や保育園、幼稚園、小中学校等の緑化を支援	みどり自然課
	ユニバーサルデザインの推進	すべての人が利用しやすい「ユニバーサルデザイン」を普及させるため、県が取り組むべき方向や、県民、市町村、事業者などの取り組みの目安となる基本指針を策定。また、安心して歩けるよう歩道のフラット化を行う	企画課・道路管理課 ・ 都市計画課
	富士山世界文化遺産登録の推進	富士山の顕著な普遍的価値を世界に対して証明するとともに、それを構築する資産等の保護・保全を図り、人類共通の財産として後世に残すため、富士山の世界文化遺産登録を推進	世界遺産推進課・ 学術文化財課
	富士山の環境保全推進	「富士山ボランティアセンター」を拠点として富士山環境保全に向けた意識啓発を行うとともに、「富士山レンジャー」や「富士山麓環境美化推進ネットワーク」等による環境保全活動	観光資源課
	廃棄物不法投棄対策の強化	廃棄物の不法投棄を阻止するため、産廃Gメンを養成、設置するとともに、不法投棄監視協力員への登録を促し、その活動に対して支援	廃棄物不法投棄 対策室
	不法投棄等未然防止支援システムの導入	(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する不法投棄等未然防止支援システムを導入し、広域化する不法投棄事案に対して迅速に対応できる体制を整備	廃棄物不法投棄 対策室
	文化財保存事業の推進	歴史文化資源を活かしたまちづくりや景観形成の中核となる国・県・市町村指定文化財等を保全し、修理や環境整備などへの経費補助や技術的な支援を行う。	学術文化財課

山梨県は「山梨県景観条例」に基づき、景観に配慮した公共事業を行ってきた。本章では、これまでの取り組みの蓄積を活かし、さらに近年の景観施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共事業の景観形成の考え方を示す。

5-1. 適用範囲

本章は、山梨県が主体となる公共事業に適用することとするが、必要に応じて県内で実施する市町村等が主体となる公共事業においても参照するものとする。

なお、本章は、景観づくりに関する基本的な事項についてまとめたものであることから、特殊な事例や記載のない事項については、関係法令及び基準等との整合を図るとともに、関係機関と協議した上で対応するものとする。

5-2. 公共事業における景観形成の基本姿勢

公共事業によって整備される施設は、大規模なものが多いため、地域の景観形成に極めて大きな影響を及ぼすものである。

したがって、公共事業の実施等に当たっては、本県の優れた自然景観や貴重な歴史的文化的景観を保全するとともに、個性豊かで魅力ある景観を創造するため、地域の景観形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

今後、景観形成の取り組みに当たっては、以下の4つの考え方を踏まえ、公共事業を推進していくものとする。

(1) 景観は重要な要素と認識し、事業の各段階で考える

公共事業の実施においては、機能性や安全性、経済性等と同様に、景観は重要な要素の一つであるという原則に立った上で進めることが重要である。

そのため、構想・計画段階から施工・維持管理段階に至るすべてのプロセスにおいて、良好な景観づくりをするにはどうすればいいのか、考えることが重要である。

(2) 公共施設をトータルデザインで考える

公共施設には、道路、河川、砂防、公園など様々な種類が存在する。これらを個別に好きなデザインでつくってしまえば、個々は、良好な景観づくりに資するものとしても、地域全体で見るとバラバラな景観になってしまうことがある。そのため、色彩や素材を統一するなど、イメージを関係者間で共有し、連携しながら事業を推進することが重要である。

(3)良好な景観の形成についての認識の共有

地域の個性を活かした景観づくりを行っていくためには、行政担当者とともに土木や建築の専門家が担う役割は大きいものがあるが、さらに、他の専門家や県民、NPO等と協力していくことが望ましい。すなわち、関係者が一同に景観のイメージを共有し、地域に住んでいる人に愛されるものをつくることが重要である。

(4)事業担当者は景観知識の研鑽にはげむ

景観に対する事業担当者の認識が不十分なため、景観への配慮を欠いた公共施設が整備される場合もみられる。

事業担当者においては、景観に関する知識及び技術の水準を向上させ、その他、その資質の向上を図るように努めなければならない。

5-3. 公共事業の実施に係る景観形成に関する基本事項

公共事業の実施に当たり、県土の良好な景観を図る上での基本的な事項を以下に示す。

視点①:自然や歴史・文化など地域固有の文脈を活かす

景観づくりで良好な景観形成に向けては、その地域がもつ地形、動植物、歴史、文化等の特性を把握した上で、その地域に馴染んだものをつくる必要がある。そのため、県土全体で画一的な整備をするのではなく、その地域でしかないオリジナリティを作り出していくことが重要である。

**視点②:視点場からの眺望景観へ配慮する**

山梨県の特徴は、周囲を山々に囲まれていることであり、公共施設の整備によってその眺望景観を阻害することがないように配慮することが必要である。

特に道路景観の場合は、道路外の視点からの見え方（外部景観）のみならず、道路利用



者の視点からの見え方（内部景観）に配慮することが重要である。また、公共施設を「視点場」として整備・活用することを考慮することも重要である。

さらに、電線類地中化は、安全で快適な通行空間の確保はもちろん、眺望景観の確保の効果が大きいため、道路事業においては積極的な事業化を図る。

視点③：構造物の材質や色彩などに配慮する

その地域で代表される材質や色彩などを見極めながら、周辺環境に馴染むデザインの検討を行っていく必要がある。また、照明やサイン、防護柵などの施設についても、周辺景観と調和のとれたデザインとすることにより、施設そのものの魅力を高めることが可能である。



視点④：誰もが使いやすい安全性や快適性を確保する

安全性や快適性といった利用する姿も景観構成要素の一つであり、使われてこそ公共施設といえる。いくらデザインの的に良好であったとしても、使い勝手が悪かったり、危険であったりすれば公共施設として優れたものとはならない。そのため、誰にでも使いやすいユニバーサルデザインに配慮したものをつくることも、景観づくりの重要な要素である。



視点⑤：経年変化により味わいのある景観をつくる

公共施設は長期にわたり存在し利用されるものであるため、時の変化につれ趣を序々に変えていくことを考慮して、素材やデザインの工夫を行うことにより、地域にとけ込む味わい深い景観をつくることが重要である。



(参考) 視点と視点場、内部景観と外部景観

(1) 視点と視点場、視対象

公共施設は、見られる対象となるだけでなく、新たな視点を創出し、一般に、ある領域を持つ視点場を形成する。以下に、視点と視点場の概要を述べる。

① 視点

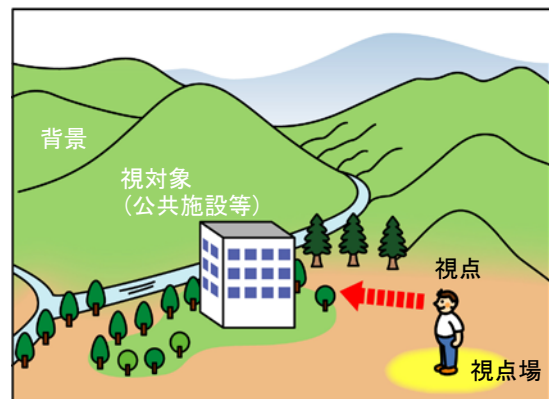
視点とは、景観を眺める人の位置のことである。同じ公共施設であっても、それを眺める位置によって、得られる景観は大きく異なる。また、美しい公共施設をつくっても、これを眺める視点がなければ、良好な景観として認識されない。

つまり視点は、景観の性質を規定する最も基本的な要因である。

② 視点場

視点場は、視点の存在する空間であり、視点近傍の空間といえる。良好な景観が広がっていても、近くの樹木や建物に邪魔されて見えないことは日常よく経験する。逆に、視点近傍を巧くデザインすることにより、景観を印象的に見せることもできる。

つまり、視点場を整備・改善することにより、景観の質を高めることができる。



(2) 内部景観と外部景観

当施設(領域)の内側から見る場合と、外側から見る場合との双方に着目し、それぞれの景観を「内部景観」、「外部景観」と呼んで区別することがある。

公共施設の整備にあたっては、「内部景観」と「外部景観」の双方の観点から、当該施設の景観を考える必要がある。

① 外部景観

外部景観は、自宅や公園などから橋梁を見たときのように、視対象となる道路等の公共施設を、当該施設の外部の視点から見たときの景観である。

長大な構造物の建設にあたっては、特に、どこから見られるのか、また、どのように見られるか等、外部景観を十分に検討する必要がある。



② 内部景観

内部景観は、歩道や車道から当該道路や街並み、山並み等を見たときのように、視対象となる道路等の公共施設を、当該施設の内部の視点から見たときの景観である。

公共施設だけでなく、沿道の建物や緑はもちろん、背景となる山並みなどの景観要素も視野に入るため、相互の関係を考慮した景観検討が求められる。



5-4. 共通配慮事項

公共事業の分野を問わず共通して配慮すべき項目と景観形成の考え方を以下に示す。

(1)構成要素別配慮事項

①土工

周辺の地形や植生等の改変を回避・縮小し、周辺の景観を著しく損なわないように配慮する。

②のり面

のり面は、周辺の景観への影響を少なくするため、自然の地形に応じた構造及び形態とするとともに、緑化に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮する。

③擁壁

擁壁は、形態及び意匠の工夫、自然と調和した材料の使用、緑化による修景などを行い、周辺の景観との調和に配慮する。

④舗装

舗装は、周辺の環境や用途に応じて、色彩及び意匠を工夫し、地域の特性に合った材料を使用するなど、周辺の景観との調和に配慮する。



⑤防護柵

防護柵は、地域の特性に応じた形態及び意匠の工夫、周囲の緑化、地域の特性に合った材料の使用など、周辺の景観との調和に配慮する。

(参考)

平成21年3月31日付け

鋼製防護柵の選定について（通知）参照



⑥照明施設

照明施設の灯具や支柱等は、形態、色彩及び意匠を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。場所によっては、施設にアクセントを加え、又はそれ自体がシンボルとなるように配慮する。

また、光の向きや強さ、色の工夫により、夜間の良好な景観形成に配慮するとともに、光による害が生じないように努める。



⑦占有物件

電柱、案内板、標識等の工作物の設置を目的とする道路敷地その他の公共用地の占有行為は、良好な公共空間の創出に大きな影響を及ぼすので、位置、規模、形態、色彩及び意匠について周辺の景観との調和が図れるよう指導等に努める。



(2)緑化の配慮事項

人工的な構造物の突出感や圧迫感を軽減し、周囲に潤いと安らぎを与える緑化の効用を十分に考慮し、歴史を感じさせる貴重な樹木や良好な景観を形成している樹木を可能な限り伐採せずに修景に生かすとともに、地域の特性を生かした植生に努める。



(3)維持管理の配慮事項

各施設が良好な状態を保つことができるよう適正な管理を行うとともに、補修及び修繕に当たっては周辺の景観との調和に配慮する。



5-5. 分野別配慮事項

公共事業の分野別を「(1)道路」「(2)橋梁」「(3)河川」「(4)ダム」「(5)砂防治山施設」「(6)公園・緑地」「(7)公共建築物」「(8)農地・森林」の8つに分類し、各分野における景観形成にあたっての配慮事項を以下に示す。

(1)道路

■景観形成の考え方

道路は、人や物を運搬し、文化や情報などを伝達する最も基本的な社会基盤として県内隅々まで発達しており、その沿線には山並み、まち並み、田園など多種多様な景観が展開されている。

そのため、道路は、安全で快適な交通環境の確保とともに、景観形成のうえからも重要な役割を担っている。

したがって、その整備に当たっては、道路の持つ本来の機能に加え、地域の自然景観や歴史的文化的景観と適度に調和した、それぞれの地域にふさわしい沿道景観が形成されるよう配慮する。

■配慮すべき事項

(1) 路線の選定

路線の選定に当たっては、良好な景観を損なわないよう、その地域の地形、土地の利用形態及び沿道景観との調和を図り、良好な景観の保全に努める。

(2) トンネル

トンネルの坑口部は、周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠にするよう努める。また、地域によっては、そのシンボルとして個性的な景観の表現を求められる場合があり、そうした観点から配慮する。

(3) 高架橋及び歩道橋

高架橋や歩道橋は、地盤面より上方に造られ、周辺の景観に与える影響が大きいので、その色彩及び意匠が周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における道路標識、信号機、電気施設、照明施設等は、沿道の多くの景観要素を含めた全体との調和に配慮する。

(5) 街路樹等

都市部の道路においては、可能な限り連続した植樹帯や植樹ますを設け、潤いのある空間の創出に努める。その他の道路にあっても、沿道の緑を有効に活用するとともに、可能な限り道路敷地の緑化を図るなど、美しい沿道景観づくりに努める。

植栽に当たっては、交通の安全に支障のない範囲内において、樹木の配置、地域の特性に応じた樹種や樹高を工夫し、周辺の景観との調和に配慮する。

(6) 歩道及び自転車道

舗装等の形態、意匠及び材料については、地域の特性に応じた個性と統一性を持たせる。

ベンチ、モニュメント、案内板などのストリートファニチャーを設ける場合は、形態、色彩及び意匠について個性を持たせつつ、周辺の景観と調和するよう配慮する。

■その他参考となるガイドライン等

- ・「道路設計マニュアル 第15章 道路景観」(平成21年3月／山梨県)
- ・「道路デザイン指針」(平成17年3月／国土交通省道路局)
- ・「景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』(案)」
(平成17年3月／国土交通省都市・地域整備局)
- ・「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成16年3月／国土交通省道路局)



身延町 しょうにん通り

街路事業実施にあたり、電線類地中化や景観に配慮した歩道整備を行うとともに、商店街の家並み整備が併せて行われた。



都市計画道路 石和市部通り線

街路事業実施にあたり、電線類地中化を行うとともに、住民参加による歩道のデザイン検討、地区計画導入によるセットバックの実施等が行われた。

(2)橋梁

■景観形成の考え方

橋は、道路の一部として存在するものであるが、川や谷などと一体となり特色のある風景を創造することから、地域のシンボルとして位置付けられるものが多い。

したがって、安全性に加え、景観について配慮する。

■配慮すべき事項

(1) 橋本体

周辺との調和に配慮した構造、色彩及び意匠となるよう努めるとともに、地域の自然環境、歴史的背景、文化的背景などに応じた個性豊かな景観の創出に配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

色彩や意匠は、個性を持たせつつ、橋本体との調和に配慮する。



ハケ岳高原大橋 県道・北杜ハケ岳公園線
照明を高欄埋め込みにし、道路からの眺望景観を確保するとともに、周辺からの視対象としても景観に配慮した。



城東大橋 国道140号
優雅な曲線を描くアーチ橋とし、周辺との景観に配慮した。



根津橋 都市計画道路・根津橋通り線
眺望景観を確保するスペースを設けるとともに、高欄や照明、歩道舗装に配慮した。

■その他参考となるガイドライン等

- ・「美しい橋のデザインマニュアル 第2集」(平成5年7月／(社)土木学会)
- ・「橋の美Ⅲ 橋梁デザインノート」(平成4年5月／(社)日本道路協会)
- ・「美しい橋のデザインマニュアル」(昭和57年6月／(社)土木学会)

(3)河川

■景観形成の考え方

河川は、古くから治水及び利水の両面において地域と深い関わりを持ちながら生活や文化に大きな影響を与えてきた。近年の環境意識の高まりを受け河川法も改正となり、それまでの治水と利水に新たに環境が加わり3本柱となった。このことから、河川の整備にあたっては川本来が持っている歴史や文化に配慮しつつ、自然環境の保全あるいは創出に努めるとともに、親水性のある緑豊かな景観形成を図る。

■配慮すべき事項

(1) 護岸

治水上支障のない範囲内において、動植物の生息環境及び生育環境の保全並びに周辺の景観との調和に配慮するとともに、親水性についても考慮し、工法や素材を検討する。

(2) 高水敷の利用

河川敷内の高水敷については、治水上支障のない範囲内において、緑化等による環境整備を進め、高水敷の利用による河川への親水性を高めるよう配慮する。

(3) 堤防

堤防は、原則として土堤とし、のり面には、治水上支障のない範囲内において可能な限り緑化を図る。

(4) 樋門

色彩、意匠等は、周辺の景観との調和に配慮する。

■その他参考となるガイドライン等

- ・ 「河川景観デザイナー『河川景観の形成と保全の考え方』の解説と実践」
(平成20年7月／(財)リバーフロント整備センター)
- ・ 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(平成18年10月／国土交通省河川局)
- ・ 多自然川づくり基本指針(平成18年10月／国土交通省河川局)
- ・ 河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料(平成18年8月／国土交通省河川局)
- ・ 「川の風景を考える景観設計ガイドライン(水門、樋門)」(平成8年4月／(財)リバーフロント整備センター)
- ・ 「川の風景を考える景観設計ガイドライン(護岸)」(平成5年9月／(財)リバーフロント整備センター)



新名庄川 忍野村

富士山を背景に桜並木が続く優れた自然景観を損なわないように配慮した河川整備



渋川 笛吹市

地域住民の参加による川づくり懇談会の実施や小学校との連携による多自然型川づくり

(4)ダム

■景観形成の考え方

ダムは、治水や利水を目的として、水害の防止、流水の正常な機能の維持、生活用水やかんがい用水などの安定した確保等、広く地域の社会経済活動に寄与する重要な構造物であり、また、ダム湖は、地域振興の拠点として、周辺の整備に配慮し、人々の交流の場としての活用を図ることが求められているものである。

一方、これらの施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、周辺の景観に与える影響が大きい。

したがって、施設の整備に当たっては、自然環境の特性を把握し、周辺の景観に調和するよう配慮する。

■配慮すべき事項

(1) 位置及び形式

ダムの位置や形式の選定に当たっては、事業の目的を達成するとともに、安全性を確保するうえで支障のない範囲内において、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

(2) のり面等の緑化

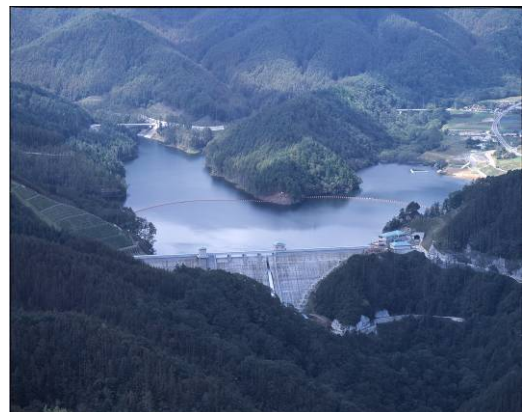
ダムサイト、土捨場、原石山、仮設備等ののり面や構造物の周囲は、地形、地質等の諸条件を考慮して緑化に努める。

(3) ダム湖の周辺施設

ダム湖の保全や管理に支障のない範囲内において、周辺の景観と調和した水辺空間を創出するため、周辺施設の整備に配慮する。



深城ダム 大月市



琴川ダム 山梨市

■その他参考となるガイドライン等

・「ダムの景観設計(重力式コンクリートダム)」

(平成3年1月／(財)国土開発技術研究センター)

(5) 砂防治山施設

■ 景観形成の考え方

砂防治山施設は、治山、治水及び土砂災害対策を目的として設置されるもので、その設置される地域を含め、広い流域の住民生活に大きな影響を与えるものである。

一方、これらの施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、周辺の景観と調和するよう配慮する。

■ 配慮すべき事項

(1) 位置及び形態

安全性、機能性等に支障のない範囲内で、可能な限り周辺の景観に調和するよう配慮する。

(2) のり面及び擁壁

のり面、擁壁等の構造物の周囲は、緑化に努め、周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 親水性の確保

水と緑に囲まれた空間を人々に提供するため、水辺の緑化や親水性を考慮した工法に配慮する。

■ その他参考となるガイドライン等

- ・「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」（平成 19 年 2 月／国土交通省砂防部）
- ・「歴史的砂防施設の保全活用ガイドライン」

（平成 15 年 5 月／国土交通省河川局、文化庁文化財部）



勝沼堰堤（日川）
甲州市勝沼町・大和町

砂防堰堤として日本で初めてコンクリートを利用するなど土木遺産としての価値が高いと共に、長い年月の中で堰堤本体が周辺景観になじんでいる。



田原の滝（相模川砂防施設）
都留市上谷

浸食によりその風情を失いつつあった柱状節理の奇岩に囲まれる「田原の滝」を、溪流再生事業で再生した。

(6)公園・緑地

■景観形成の考え方

公園・緑地は、人々の交流や憩いの場、スポーツ活動やレクリエーション活動の場として地域住民に親しまれるものとするとともに、自然、歴史、文化等の地域の特性を生かした整備が求められている。

また、公園は、都市の良好な環境を創造するものであり、公園の周囲の景観との調和や連続性を考慮したものとする。

■配慮すべき事項

(1) 地域の特性を生かした公園

自然、歴史、文化、産業等の地域の特性を生かした特色ある公園づくりに努める。

(2) 施設

園路、広場、遊戯施設、休養施設等に使用する材料は、可能な限り天然の材料の活用を図るものとし、形態、色彩及び意匠についても周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 建築物

公園内に設ける建築物等の形態、色彩及び意匠は、地域特性を生かした特色あるものとし、周辺の景観との調和に配慮する。

(4) 垣及びさく

材料については、可能な限り生け垣や自然の素材などを用いるものとし、必要に応じて隣地との連続性に配慮した位置及び意匠とするよう努める。

(5) 植栽

公園の植栽に当たっては、可能な限り既存の樹木の保存に努め、周辺の景観との調和を図るよう樹種の選定等に配慮する。



舞鶴城公園



曽根丘陵公園

■その他参考となるガイドライン等

・「景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』(案)」

(平成 17 年 3 月／国土交通省都市・地域整備局)

(7)公共建築物

■景観形成の考え方

公共事業等により整備される一般行政施設、学校施設、住宅施設、集会施設などの建築物等（以下「公共建築物等」という。）は、あらゆる人々と深い関わりを持ち、快適な日常生活の充足と維持に大きな役割を果たしている。

近年、人々の生活意識は効率性や機能性を求める方向から住み良さや生活の質を高める方向へと変化しており、利用する施設や身のまわりの環境についても、ゆとりや文化性など魅力に満ちたものであることが期待される。

したがって、公共建築物等の整備は、快適な行政サービスを提供するとともに、周辺の地域の特殊性や自然を生かし、調和を図りながら、良好な景観を創造するという観点に立って進める。

■配慮すべき事項

(1) 位置

- ア 道路境界線及び隣地境界線から可能な限り後退した位置とし、ゆとりのある空間を創造する。
- イ 敷地内の建築物や工作物の相互の調和を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮した配置とする。
- ウ 敷地内の樹木を修景に生かすよう配慮した位置とする。

(2) 形態

- ア 周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とする。
- イ 建築物の印象を大きく決定づける屋根の形態は、特に周辺の景観との調和に配慮する。

(3) 色彩

- ア 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和を図る。
- イ 屋外に設ける設備、工作物等の色彩は、建築物の本体及び周辺の景観との調和を図る。

(4) 意匠

- ア 地域の特性に応じた落ち着いた雰囲気を感じさせ、かつ、全体的にまとまりがある意匠とし、周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 建築物の屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努める。
- ウ 外壁又は屋上に設ける設備は、目立たないように設置し、建築物の本体及び周辺の景観との調和に配慮する。
- エ 屋外階段、ベランダ等建築物の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物の本体との調和に配慮する。

(5) 材料

- ア 耐久性及び耐候性に優れ、周辺の景観との調和に配慮した材料を使用する。
- イ 個性的で特色ある景観を形成している地域等においては、地域の特性に合った材料の活用に努める。

(6) 敷地の緑化

敷地内は、樹木の配置や樹種の構成を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮し、潤いのある空間の創出を図る。

(7) その他

ア 付属施設

車庫、倉庫等の付属施設については、建築物の本体及び敷地内の状況並びに周辺の景観と調和のとれた形態、色彩、意匠等とする。

イ 外構

垣、さく、塀、門等の外構については、建築物の本体及び敷地内の状況並びに周辺の景観と調和のとれた形態、色彩、意匠等とするとともに、生け垣など天然の材料の活用に努め、潤いのある空間の創出を図る。

ウ 駐車場

天然の材料の活用や緑化等に努め、潤いのある空間の創出を図る。

エ 電柱、電線路等

できるだけ地下埋設方式とし、やむを得ず地下埋設方式を採れない場合には、形態の簡素化を図るなど、目立たないよう工夫する。

オ 煙突等

すっきりした形態及び意匠とし、周辺の景観に調和した色彩とする。

■その他参考となるガイドライン等

- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」

(平成 17 年 3 月／国土交通省住宅局)

- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」

(平成 16 年 3 月／国土交通省官庁営繕部)

- ・「山梨県景観条例大規模行為景観形成基準マニュアル」(平成 2 年 10 月／山梨県)



県立中央病院



kai・遊・パーク

(8) 農地・森林

■景観形成の考え方

農地と森林は、生産の場であると同時に生活の場や豊かな生態系を育む場でもある。

また、農地・森林の景観は、山梨の景観の骨格を形成する重要な要素であり、四季折々に彩りのある景観を形成し、訪れる人々に安らぎや憩いを提供している。

したがって、農地・森林の整備に当たっては、山梨らしい景観を損なうことのないよう配慮するとともに、環境と調和した良好な景観の推進に努める。

■配慮すべき事項

(1) 農地

- ア 道路や水路等の整備に当たっては、農地やその周辺の緑をできる限り保全するとともに、その構造物が周辺の景観に調和するよう配慮する。
- イ 棚田や樹林等の優れた景観がある地域で整備計画がある場合は、これらを極力保全し、活かすよう配慮する。
- ウ ほ場整備に当たっては、潤いのある農村景観の創造に努める。
- エ 整備済みの農地においては、所有者が適正に管理を行い、良好な農村景観を保全するよう誘導に努める。

(2) 森林

- ア 主要な眺望点から眺望される場所では、できる限り大規模な皆伐を避け適度に樹木を残すほか、速やかに植林を行うなど、伐採による景観への影響を少なくするよう配慮する。
- イ 間伐や枝打ち、下草刈りなど、適切な維持管理により、良好な森林が保たれるよう配慮する。
- ウ 景観に配慮しつつ、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、針広混交林の造成等、多様な森林整備に努める。
- エ 複層林施業等により森林景観の連続性を保つ。



勝沼町のぶどう畑



白州町・尾白の森名水公園「べるが」

■その他参考となるガイドライン等

- ・「水とみどりの『美の里』プラン 21」(平成 15 年 9 月／農林水産省農村振興局)
- ・「美の里づくりガイドライン」(平成 16 年 8 月／農林水産省農村振興局)